

## 鹿児島県体育施設，鴨池公園及び鴨池緑地公園 並びに鹿児島県総合体育センター体育館・武道館 の管理に係る指定管理者募集要綱

- 鹿児島県体育施設  
（鹿児島県ライフル射撃場及び鹿児島県平川ヨットハウス）
- 鴨池公園  
（鹿児島県立鴨池陸上競技場，鹿児島県立鴨池野球場，鹿児島県立鴨池庭球場，  
鹿児島県立鴨池補助競技場 等）
- 鴨池緑地公園  
（鹿児島県立鴨池緑地球技場，鹿児島県立鴨池緑地庭球場 等）
- 鹿児島県総合体育センター体育館及び鹿児島県総合体育センター武道館

令和7年8月

鹿児島県教育庁保健体育課

# 目 次

		頁
1	指定管理者の募集	1
2	指定予定期間	1
3	管理の基準等（条件）	1
4	指定管理者が行う業務（管理の内容）	3
5	申請資格	4
6	申請方法	5
7	申請期間及び選定等の日程	7
8	選定基準等	8
9	指定管理者の候補者の選定等	9
10	指定管理者の指定及び協定の締結	9
11	県体育施設等の利用料金	10
12	管理業務費	10
13	指定管理者と県教育委員会の責任分担等	10
14	管理の継続が困難となった場合等における措置	11
15	事業報告書等	11
16	調査及び監査等	12
17	その他	12
18	問い合わせ先	12

## 様式

### 申請書

(様式1-1)	指定管理者指定申請書	13
(様式1-2)	グループ構成員等一覧	14
(様式1-3)	グループ協定書兼委任状	15

### 事業計画書

(様式2-1)	1. 法人等の概要	16
(様式2-2)	2. 県体育施設等の管理計画等	17
(様式2-3)	3. 県体育施設等の管理運営体制等	19
(様式2-4)	4. その他	20

### 収支予算書

(様式3-1)	1. 県体育施設等の管理運営経費(年度ごと)	21
(様式3-2)	2. 県体育施設等の管理運営経費(総括表)	22

### 誓約書

(様式4)	誓約書	23
-------	-----	----

### 現地説明会参加申込書

(様式5)	現地説明会参加申込書	24
-------	------------	----

### 質問書

(様式6)	質問書	25
-------	-----	----

## 別紙

体育施設及び運動施設の利用に係る年間行事予定策定方針	26
県体育施設等の概要	
1 鹿児島県ライフル射撃場の概要	27
2 鹿児島県平川ヨットハウスの概要	28
3 鴨池公園の概要	29
4 鴨池緑地公園の概要	36
5 鹿児島県総合体育センター体育館の概要	38
6 鹿児島県総合体育センター武道館の概要	40
県体育施設等の平面図	42
管理物件の表示	44

## 別添資料

- 「管理業務仕様書Ⅰ」
- 「管理業務仕様書Ⅱ」
- 「管理業務仕様書Ⅲ」

## 1 指定管理者の募集

公の施設である以下の施設については、「指定管理者制度」を導入し、指定管理者として指定された法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、管理を一括して委託することとしており、次の条件、内容等により、これらの施設の管理を希望する指定管理者を募集する。

- ・ 鹿児島県体育施設  
（鹿児島県ライフル射撃場・鹿児島県平川ヨットハウス）
- ・ 鴨池公園  
（鹿児島県立鴨池陸上競技場，鹿児島県立鴨池野球場，鹿児島県立鴨池庭球場，鹿児島県立鴨池補助競技場 等）
- ・ 鴨池緑地公園  
（鹿児島県立鴨池緑地球技場，鹿児島県立鴨池緑地庭球場 等）
- ・ 鹿児島県総合体育センター体育館，鹿児島県総合体育センター武道館

## 2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 3 管理の基準等（条件）

指定管理者は、次の条件を遵守すること。

- (1) 次の法令その他関係法令を遵守し、鹿児島県体育施設，鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館（以下「県体育施設等」という。）の適切かつ効率的な管理運営に努めること。

また、鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う体育，スポーツ及びレクリエーション振興のための各種施策に沿った管理運営の実現に努めること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）

ウ 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）

エ 鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）

オ 鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例

（昭和44年鹿児島県条例第11号）

カ 鹿児島県総合体育センターの設置及び管理に関する条例

(昭和 49 年鹿児島県条例第 20 号)

キ 鴨池公園，鴨池緑地公園及びふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例

(昭和 46 年鹿児島県条例第 19 号)

- (2) 県体育施設等の休場日（休館日）等について，条例上は次のとおりであるが，指定管理者が，これらの施設の管理上必要があると認め，知事又は県教育委員会が承認した場合は，休場日（休館日）等を変更することができる。

サービス向上の観点から，可能な限り休場日（休館日）を設けず，利用時間を拡大した運営を行えるよう努めること。

施設名等		休場日 (休館日)	利用時間
鹿児島県体育施設	鹿児島県ライフル射撃場 鹿児島県平川ヨットハウス	火曜日	午前8時30分から 午後5時00分まで
鴨池公園	鹿児島県立鴨池陸上競技場 鹿児島県立鴨池野球場 鹿児島県立鴨池庭球場 鹿児島県立鴨池補助競技場	1月1日 12月31日 ※ 鴨池公園 及び鴨池緑 地公園の供 用は終日	午前8時30分から 午後9時00分まで
鴨池緑地公園	鹿児島県立鴨池緑地球技場 鹿児島県立鴨池緑地庭球場		
鹿児島県総合体育センター体育館 鹿児島県総合体育センター武道館			

- (3) 施設の年間の利用については，県教育委員会と事前に十分協議し，別紙「県体育施設等の利用に係る年間行事予定策定方針」に基づき関係団体等と調整した上で，年間行事予定を策定すること。（事業開始年度に係る年間行事の策定は除く。）
- (4) 各種トラブル等には，迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 当該管理業務については，事前に県教育委員会の承諾を受けた場合を除いて，業務の一部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならないこと。
- (6) 毎年度，事業開始前には事業計画書等を，事業終了後には事業報告書等の関係書類を提出すること。
- (7) 毎月，施設ごとの利用料金徴収の実績及び県体育施設等の利用状況について，翌月10日までに報告すること。
- (8) 指定管理者は，個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じることとし，その管理する公の施設の業務に従事している者（従業員）は，当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし，又は自己の利益のため利用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し，もしくは，指定を取り消され，又は従業員が職務を退いた後についても，同様とすること。

- (9) 管理業務の開始及び満了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う管理業務の引継ぎは、適正かつ十分に行い、円滑な引継ぎに協力すること。なお、管理業務引継ぎに伴う経費については、指定管理者の負担とする。
- (10) 指定管理者は、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて利用料金を定めることとし、利用料金については、指定管理者の収入とする。また、利用料金の減額又は免除については、関係規則の定めによること。
- (11) その他管理業務の内容の詳細については、管理業務仕様書によること。

#### 4 指定管理者が行う業務（管理の内容）

県体育施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務等について、指定管理者の責任において実施すること。

管理の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等（備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
    - ア 施設、設備等の維持管理
    - イ 施設内及び周辺の巡視及び清掃
    - ウ 施設、設備等の簡易な修繕  
（ただし、施設の改築又は諸機器の整備等で県が直接実施するものを除く。）
    - エ 消耗品等の調達、取替補充及び処分
    - オ 消防設備、自家用電気工作物、エレベーター及び貯水槽の法定検査
    - カ 電気、照明及び空調、電話等設備の操作及び維持管理
  - (2) 施設、設備等の利用許可に関する業務（ただし、売店の設置や広告の表示等に係る占有許可又は目的外使用許可等を除く。）
    - ア 利用申込の受付、予約受付
    - イ 利用許可申請書の受理、許可
    - ウ 年間施設利用の調整
    - エ 大会の事前打合せ（事前準備、会場設営等の役割分担等）
  - (3) 利用料金に関する業務
    - ア 利用料金の徴収
    - イ 利用料金の減額又は免除の決定
  - (4) 施設、設備等の管理に係る報告等に関する業務
    - ア トラブル等発生時の関係機関への連絡
    - イ 利用状況の報告（月報・年報等）
- ※ 県体育施設等の概要、管理業務仕様書については、別紙のとおりとする。

## 5 申請資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

- (7) 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。この場合については，次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し，グループ内で代表となる団体等を定めること。この場合において，その他の団体等は，当該グループの構成団体として扱うこと。

なお，代表となる団体等又は構成団体の変更は，原則として認めない。

イ グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については，別途，協定書で定めること。

ウ 単独で応募した団体等は，グループによる応募の構成団体となることができないこと。

- エ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。
  - オ 申請書類の6(1)のエからクまでについては、構成団体ごとに提出すること。
- (8) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 異なる申請書を複数提出したとき。
  - イ 申請書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
  - ウ 申請内容が、申請書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
  - エ 申請書類に、記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
  - オ 指定管理者選定委員会の委員に個別に接触したとき。
  - カ その他不正な行為があったとき。

## 6 申請方法

- (1) 申請書類については下記のとおり。
- ア 申請書（様式1-1～1-3）
  - イ 事業計画書（様式2-1～2-4）
  - ウ 収支予算書（様式3-1～3-2）
  - エ 誓約書（様式4）
  - オ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他基本約款など）
  - カ 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）過去2年分
  - キ 納税証明書（法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税）
  - ク 法人等の役員名簿
- (2) 提出部数
- 正本1部及び副本1部
- (3) 申請に当たっての留意事項
- ア 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
  - イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者の決定の公表など、必要な場合は、事業計画書等の内容を、県教育委員会が無償で利用できるものとする。
  - ウ 申請期限後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
  - エ 必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。
  - オ 申請書類その他提出された書類は、返却しない。
  - カ 申請書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は不開示とする。



(4) 提出先等

申請書類は、鹿児島県の休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除く申請期間中（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）に、下記へ提出すること。

なお、郵便により提出する場合にあっては、申請期間最終日の午後5時15分までに必着とする。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県教育庁保健体育課（県庁行政棟16階） 企画助成係
---

## 7 申請期間及び選定等の日程

### (1) 申請期間及び選定等の日程

年 月 日	内 容
令和7年 9月 1日(月)～令和7年 9月 12日(金) (受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)	申請期間
令和7年 8月 21日(木)～令和7年 8月 22日(金)	現地説明会
令和7年 10月 中旬～下旬頃	ヒアリング等
令和7年 10月 下旬頃	選定結果の通知

### (2) 現地説明会

各施設において参考資料等を配布し、施設の内容等について説明する。

申請を行う予定の団体は、別紙現地説明会参加申込書(様式5)を令和7年8月15日(金)午後5時15分までに提出の上、必ず参加すること。(FAX, 電子メール可)

開 催 日 時 等	説明施設
令和7年 8月 21日(木) (午前9時30分から午後5時00分まで) ※集合場所 鹿児島県総合体育センター武道館	鹿児島県総合体育センター武道館
	鹿児島県総合体育センター体育館
	鹿児島県立鴨池陸上競技場
	鹿児島県立鴨池野球場
	鹿児島県立鴨池庭球場
	鹿児島県立鴨池補助競技場
	鹿児島県立鴨池緑地球技場
令和7年 8月 22日(金) (午前9時30分から午後3時まで) ※集合場所 鹿児島県ライフル射撃場	鹿児島県ライフル射撃場
	鹿児島県平川ヨットハウス

### (3) 質 問

管理業務に係る質問は、別紙質問書(様式6)により、令和7年8月27日(水)午後5時15分までに提出すること。(FAX, 電子メール可)

なお、質問に対する回答は、取りまとめて回答する。

## 8 選定基準等

指定管理者の選定基準等は次のとおり。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。(10点)
  - ア 施設の設置目的及び県教育委員会が示した管理の基準との適合性
    - ・ 県教育委員会が示した管理の基準と事業者が提案した運営方針が合致するか。
    - ・ 申請者の経営モラルは適切か。
  - イ 平等な利用を図るための具体的手法が明確であり、効果が期待できること。
    - ・ 事業等の内容に偏りがいないか。
- (2) 事業計画書の内容が、県体育施設等の効用を最大限に発揮することができるものであること。(30点)
  - ア 収支予算書等の内容、適格性及び実現の可能性
    - ・ 収支予算書の実現可能性はあるか。また、事業計画書との整合性は図られているか。
  - イ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
    - ・ 利用拡大の取組内容は十分か。
    - ・ 年間の広報計画の内容は適切か。(パンフ,ポスター,ホームページなど)
  - ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
    - ・ サービス向上のための取組方策は適切であるか。
    - ・ 募集要綱に示した内容への提案は適切であるか。
    - ・ 全体的に施設の設備,機能を活用した内容となっているか。
  - エ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
    - ・ 求めている内容が事業計画書で提案されているか。
    - ・ 施設管理,安全管理は適切か。
  - オ 施設の維持管理の効率性
    - ・ 維持管理は効率的に計画されているか。
- (3) 事業計画書の内容が、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。(20点)
  - ア 施設の管理業務に係る経費の内容
    - ・ 事業計画書に沿った経費の縮減が図られているか。
    - ・ 経費の縮減方策の実現可能性はあるか。
    - ・ 各申請者間の経費の見積額の比較はどうか。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること。(30点)
  - ア 当該施設の類似施設の管理実績の有無,ノウハウの保有(情報公開に対する考え方を含む。)
  - イ 安定的な管理が可能となる人的能力の確保
    - ・ 職員の体制は十分か。
    - ・ 職員採用・確保の方策は適切か。

- ・ 職員の指導育成，研修体制は十分か。
- ウ 安定的な管理が可能となる物的能力の確保
  - ・ 団体等の財務状況は健全か。
  - ・ 金融機関，出資者等の支援体制は十分か。
- (5) その他県体育施設等の設置目的を達成するために必要と認める事項 (10点)
  - ア 関係団体等との年間行事調整による各種大会等の計画的な利用が確保できるものであること。
  - イ 他の公共施設と管理運営状況等の情報提供及び競技用設備等の無償貸与など，連携・協力が確保できるものであること。

## 9 指定管理者の候補者の選定等

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては，申請資格，事業計画書等の内容を審査した後，必要に応じてヒアリング等を行い，選定基準等に基づき，指定管理者選定委員会で審査を行う。
- (2) 指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ，指定管理者の候補者を選定した時は，速やかにその結果をすべての申請者に通知し，同時に鹿児島県のホームページ等で公表する。

## 10 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定
 

上記9において，指定管理者の候補者として選定された者については，県議会の議決を経て，指定管理者として指定を行うものとする。
- (2) 協定の締結
 

県教育委員会と指定管理者は，管理にかかる細目的事項，県教育委員会が支払うべき管理業務費の額等を定めるため，「協定」を締結し，「協定書」を作成する。

協定書の作成に当たっては，指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と，年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。
- (3) 留意事項
  - ア (1)で指定管理者の指定を受けた者が，正当な理由がなく(2)の協定の締結に応じない場合は，指定管理者の指定の議決後においても，指定を取り消すことがある。
  - イ (1)で指定管理者の指定を受けた者が，(2)の協定の締結までに，次に掲げる事項に該当することが判明した場合は，指定管理者の指定を取り消し，協定を締結しないことがある。
    - ・ 資金事情の悪化等により，業務の履行が確実にないと認められるとき。
    - ・ 著しく社会的信用を損なう等により，指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 県体育施設等の利用料金

- (1) 施設の利用に係る料金は、指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制を採用している。施設の利用料金については、指定管理者が設定できるが、設定にあたっては、事前に県教育委員会の承認を受ける必要がある。

申請の際、施設の利用料金については、収支予算書の中で提案すること。

また、規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものである必要がある。

- (2) 利用料金については、規則により減免事項を定めているので、指定管理者は、この規則に従い利用料金の減免を行う。

なお、規則に定められている事項による利用料金の減免については、県教育委員会は補填を行わない。

## 12 管理業務費

県体育施設等の管理に係る管理業務費は、事業計画書等において提示のあった金額に基づき、指定管理者と協議を行い、「基本協定」を締結することとするが、各年度の管理業務費は、毎年度、予算の範囲内で、県教育委員会と指定管理者の間で締結する「年度別協定」において定めることとする。

なお、利用料金については、指定管理者の収入とし、当該収入を考慮して管理業務費を定めるものとする。

## 13 指定管理者と県教育委員会の責任分担等

指定管理者と県教育委員会の責任分担については、次のとおり。

ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのない場合は、県教育委員会と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定することとする。

また、詳細については、県教育委員会と指定管理者が締結する協定で定めることとする。

内 容	指定管理者	県教育委員会
施設、設備等の保守点検	○	
施設、設備等の維持管理	○	
安全衛生管理	○	
利用料金に関する事務	○	
事故・火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
不可抗力に伴うあらかじめ定められた管理運営業務以外に発生した業務（事案による）	○	○
施設、設備等利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

また、指定管理者は、施設、設備等利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設、設備等又は利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県教育委員会に報告しなければならない。

## 14 管理の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告しなければならない。

管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおり。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合等には、県教育委員会は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 指定管理者が倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、県教育委員会は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 上記(1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消され、もしくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は、県教育委員会に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県教育委員会及び指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県教育委員会と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

## 15 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内、又は県教育委員会が必要と認めるときに、下記の内容の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 県体育施設等の利用状況
- (3) 利用料金徴収の実績
- (4) 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- (5) その他県教育委員会が別に定める書類

また、毎月、施設ごとに下記の内容の報告書を翌月 10 日までに提出しなければならない。

- ・ 利用料金徴収の実績
- ・ 県体育施設等の利用状況

## 16 調査及び監査等

県教育委員会は、毎年度終了後の事業報告書及び毎月ごとの報告書のほか、指定管理者が管理する施設の適正な管理を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

指定管理者がこれに従わなかった場合、県教育委員会は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

また、監査委員等が県教育委員会の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地について調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合がある。

## 17 その他

指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じても県教育委員会はその補償を行わない。

## 18 問合せ先

鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係

住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

T E L 099-286-5737 (直通)

F A X 099-286-5671

電子メールアドレス hpekj@pref.kagoshima.lg.jp

様 式



# 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

所在地  
申請者 団体等名  
代表者氏名



鹿児島県体育施設，鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館の指定管理者の指定を受けたいので，下記のとおり書類を添付して申請します。

### 記

#### 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 誓約書
- 4 法人にあつては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為  
(法人以外の団体にあつては，定款その他基本約款など)
- 5 決算書（貸借対照表，損益計算書等の財務諸表等）直前2事業年度分
- 6 納税証明書（法人県税，法人事業税，消費税及び地方消費税）
- 7 法人等の役員名簿

担当者	所 属
	職・氏名
	電話番号
	F A X

## グループ構成員等一覧

令和 年 月 日

### 1 代表となる団体

所在地	
団体等名	
代表者氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話	F A X
電子メール	

### 2 構成団体

所在地	
団体等名	
代表者氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話	F A X
電子メール	

### 3 構成団体

所在地	
団体等名	
代表者氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話	F A X
電子メール	

(備考) グループの構成団体の数が3者を上回る場合は、本様式を複写して作成してください。

## グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

グループ名  
 代表者 所在地  
 団体等名  
 代表者氏名

印

鹿児島県体育施設、鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館の指定管理者の募集に参加するため、募集要綱に基づき、グループを結成し、鹿児島県教育委員会との間における以下の事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの名称	
グループの代表者	<b>【代表構成団体】</b> 所在地 団体等名 代表者氏名 <div style="text-align: right;">印</div>
グループの事務所所在地	
グループの構成団体(委任者)	<b>【構成団体】</b> 所在地 団体等名 代表者氏名 <div style="text-align: right;">印</div>
	<b>【構成団体】</b> 所在地 団体等名 代表者氏名 <div style="text-align: right;">印</div>
グループの成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが当該施設の指定管理者とならなかった場合は、直ちに解散します。また、当グループの構成団体の脱退又は除名については、事前に県教育委員会の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※ グループの構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

## 事業計画書

## 1 法人等の概要

法人等の名称		
所在地		
代表者		
法人等設立年月日		
資本金（基本財産）		
従業員（職員）数		
主な事業内容		
体育施設等の管理運営又は保守業務の実績（又はその見込み）		
鹿児島県内所在の事務所 ※	事務所名	
	所在地	
	電話番号	

※ 複数ある場合は別紙に記載してください。また、申請日現在の役員名簿を添付してください。

## 2 県体育施設等の管理計画等

	項 目
全体的な 計画等	① 施設の管理運営に係る基本方針について ア 設置目的を踏まえた運営 イ 住民の平等利用の確保 ウ スポーツ振興への対応 エ 他公共施設との連携協力
	② 利用許可に関する基本的な考え方について ア 年間行事調整の考え方 イ 関係団体等との調整・連携の進め方
	③ 利用者への対応方針について ア 接遇 イ 施設予約・空き状況の周知のための方策 ウ 各種競技大会の会場設営や主催者との打合せについての対応方針 エ その他利用者のサービス向上のための取組
	④ 利用者の要望や苦情への対応について ア 要望・苦情に対する基本的な対応 イ 意見の聴取, 反映の検討
	⑤ 利用者に対する安全確保について ア 事故防止のための対策 イ 施設設備の安全点検 ウ 危機管理マニュアルの作成 エ 危機管理体制の整備 オ 補償金等の対策
	⑥ 利用者拡大のための創意工夫について ア 利用の少ない時間帯の活用や開場日の拡大など イ 自主事業の創設 (目的, 内容, 経費, 効果等) ウ 広報活動の取組

※ 県体育施設等の管理運営計画等に関し、上記の項目について具体的に記入してください。  
(別紙可、様式自由、項目ごとに内容を記載してください。)

	項 目
全体的な 計画等	⑦ 施設及び設備の効率的な維持管理計画について ア 施設及び設備の維持管理の具体的な方法 イ 野球場のグラウンド整備、芝管理の具体的な方法 ウ 陸上競技場及び補助競技場のフィールド・スタンド芝管理の具体的な方法 エ 施設毎の園路・植栽等の具体的な管理方法
	⑧ 管理経費の縮減を図る方策について ア 県民のサービスの低下を招かない経費縮減対策
	⑨ 職員採用について ア 人材確保の方針（維持管理の専門職員，スポーツインストラクター・小型船舶操縦士等の専門職員） イ 人材確保の具体的見通し
	⑩ 職員の指導体制，研修体制について
	⑪ 環境への配慮について ア 環境に配慮した施設運営の方針
	⑫ 利用者の個人情報の保護について ア 基本的な考え方 イ 具体的な管理体制

※ 県体育施設等の管理運営計画等に関し，上記の項目について具体的に記入してください。（別紙可，様式自由，項目ごとに内容を記載してください。）

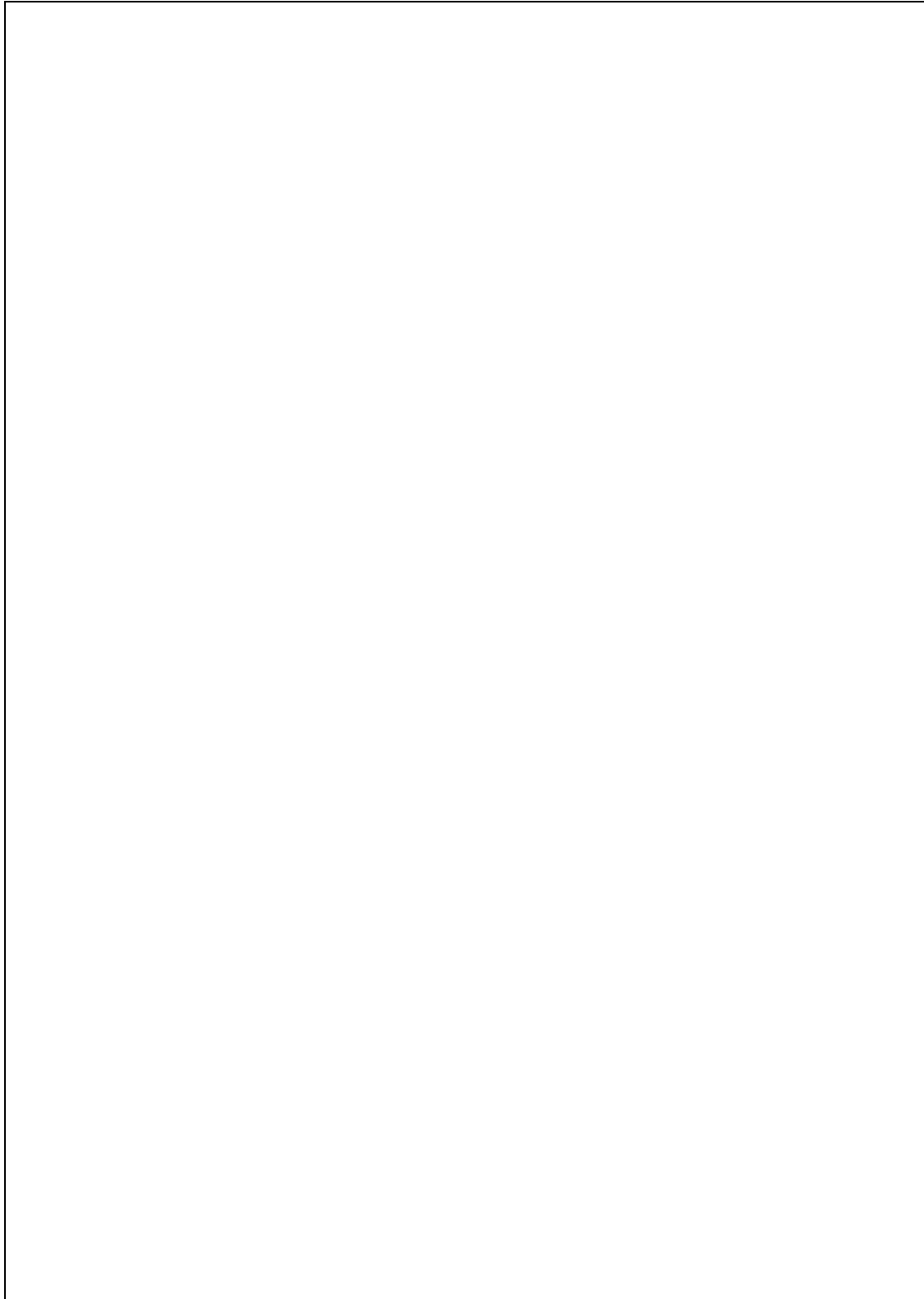
## 3 県体育施設等の管理運営体制等

管 理 運 営 体 制 等	
人員 及び 業務 内容	<p>(記載例)</p> <p>総括責任者 1名 (正規職員) 連絡調整, 報告事務, 経理業務 防火管理者</p> <p>事務員 1名 (正規職員) 経理事務, 報告事務</p> <p>管理員 ライフル射撃場 1名 (管理責任者) (臨時職員) 平川ヨットハウス 1名 (管理責任者) (臨時職員) ・・・ ・・・</p> <p>体育館 3名 (うち管理責任者 1名) (正規職員 1名, 臨時職員 2名) 武道館 4名 (うち管理責任者 1名) (正規職員 1名, 臨時職員 3名) 受付, 利用料徴収, 会場設営, 安全点検, 備品の管理,</p> <p>清掃員 5名 (委託)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">勤務体制, 勤務内容, 業務分担等が明確 にわかるよう記入すること。</p>
勤務 体制	<p>(記載例)</p> <p>総括責任者 8:30~17:15 事務員</p> <p><b>※管理員は施設に記載する</b></p> <p>【ライフル射撃場】</p> <p>勤務A 8:30~17:15 1人</p> <p>【平川ヨットハウス】</p> <p>勤務A 8:30~17:15 1人</p> <p>【・・・】</p> <p>【体育館】</p> <p>勤務A 8:00~16:45 2人 勤務B 12:30~21:15 1人</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">勤務体制, 勤務内容, 業務分担等が明確 にわかるよう記入すること。</p> <p>※大会開催日は, 状況に応じて勤務体制を強化</p>

※ 県体育施設等の管理運営体制に関し, 「人員及び業務内容」「勤務体制」について記入してください。(別紙可, 様式自由)

4 その他

県体育施設等の管理運営に関して、他に提案等があれば、記入してください。

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for entering information related to the management and operation of prefectural sports facilities. The box is currently blank.



## 収 支 予 算 書

## 1 県体育施設等の管理運営経費（年度ごと）

（ 令和      年度 ）

（単位：

円）

区 分		金 額	内 訳
収 入	利用料金		※ 有料施設等の利用料金の設定案を別紙で提出してください。 ※ 利用料金設定の根拠となる資料（類似の施設を参考に利用料金を設定した場合は、その料金表等）を添付してください。
	管理業務費		
	(その他の収入)		
	収入合計		
支 出	人 件 費		
	光熱水費		
	委 託 料		
	修 繕 料		
	保 険 料		
	(その他の経費)		
	支出合計		

※ 県体育施設等の管理運営経費について、記入してください。（別紙可）

注) 1 記入については年度ごとに分けて記入してください。

2 内訳欄には、それぞれの経費の積算根拠等詳しく記入してください。

3 記入金額は、県から指定管理者への管理業務費の基礎となります。

4 別途配布予定の県体育施設等の管理運営に係る参考経費を参考にしてください。

5 事業計画書に示された内容と経費の内容が一致するよう記入してください。

## 2 県体育施設等の管理運営経費（総括表）

（ 総 括 表 ）

（単位：円）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計 額
収 入	利用料金						
	管理業務費						
	(その他の収入)						
	収入合計						
支 出	人 件 費						
	光熱水費						
	委 託 料						
	修 繕 料						
	保 険 料						
	(その他の経費)						
	支出合計						

※ 年度ごとの管理運営経費の金額を転記し、管理期間の合計額を記入してください。

注) 1 記入金額は、県から指定管理者への管理業務費の基礎となります。

2 別途配布予定の県体育施設等の管理運営に係る参考経費を参考にしてください。

3 事業計画書に示された内容と経費の内容が一致するよう記入してください。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

所在地  
団体等名  
代表者氏名

印

鹿児島県体育施設、鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館の指定管理者指定申請に際し、下記事項を誓約します。

## 記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 3 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- 4 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 5 次の(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
  - (3) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
  - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
  - (8) (1)から(7)までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 その他申請書類に虚偽の記載はないこと。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで費やした費用を賠償することなしに、県教育委員会が申請者を失格とし、又は、指定を取り消すことに合意します。

現地説明会参加申込書

鹿児島県体育施設，鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館の指定管理者の募集に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

(提出者) 所在地

団 体 名

代表者氏名

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

電子メール

○ 現地説明会出席者名簿

担 当 部 署	氏 名

# 質 問 書

--

法人等名
職・氏名
電話番号
FAX

# 別紙

## 県体育施設等の利用に係る年間行事予定策定方針

本県の体育及びスポーツの振興を図るため、鹿児島県体育施設、鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設並びに鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館（以下「県体育施設等」という。）の利用については、年間行事予定を策定し、計画的に利用するものとする。

県体育施設等の利用に係る年間行事予定の策定に当たっては、県教育委員会の担当課及び関係団体等を交えた調整会議を開催し、次の基本方針を踏まえて行事調整を行うものとする。

### 〔基本方針〕

- 1 各種競技大会の利用についての優先順位は、次のとおりとする。
  - (1) 鹿児島県、鹿児島県教育委員会及び公益財団法人鹿児島県スポーツ協会の主催事業
  - (2) 鹿児島県小学校体育連盟、鹿児島県中学校体育連盟、鹿児島県高等学校体育連盟、鹿児島県高等学校野球連盟の主催事業
  
- 2 大会規模による場合の優先順位は、原則として次の順とする。
  - (1) 国際大会
  - (2) 全国大会
  - (3) ブロック大会・九州大会
  - (4) 鹿児島県大会
    - ア 全国大会・ブロック等へつながるもの
    - イ その他の鹿児島県大会
  - (5) その他の大会
  
- 3 スポーツ以外のイベントの利用については、次のとおりとする。
  - (1) 鹿児島県及び県教育委員会の主催事業
  - (2) その他、各種競技大会の施設利用がなく施設管理上支障がない場合
  - (3) キャンプ、合宿の受け入れ
    - ア 陸上競技のシーズンオフ（概ね1月中旬～3月上旬）に期間設定
    - イ 調整可能な日程（上記日程除く。）で業務管理上支障がなければ、受け入れについて検討
  
- 4 留意事項  
施設・設備の維持管理作業の計画に基づき、定期整備、臨時整備、年次計画による改修工事等の期間を確保する。

## 県体育施設等の概要

### (1) 鹿児島県ライフル射撃場

#### ア 施設概要

所在地 鹿児島市犬迫町早馬下 6313

土地 20,671 m<sup>2</sup>

#### 建物

スモール・ボアライフル射撃場 175.50 m<sup>2</sup>

エアライフル射撃場 902.15 m<sup>2</sup>

管理棟 90.70 m<sup>2</sup>

自転車置場 37.50 m<sup>2</sup>

プロパン庫 11.25 m<sup>2</sup>

屋外トイレ 5.29 m<sup>2</sup>

#### 射座数

スモール・ボアライフル射撃場 24射座 (鉄骨造, 平屋建)

エアライフル射撃場 エアライフル 26射座 ビームライフル 7射座 (鉄筋コンクリート壁・鉄骨造, 平屋建)

業務開始日 昭和 46 年度

#### イ 利用料金

利用区分			専用利用	個人利用			
				普通券		回数券 (12枚券) (1枚につき2時間まで)	
				一般	生徒	一般	生徒
利用料金	エアライフル	普通料金	4時間以内 4,900円	2時間以内 290円	2時間以内 150円	2,900円	1,500円
		延長時間に対する料金	1時間につき 1,280円	1時間以内 150円	1時間以内 70円		
	スモールボアライフル	普通料金	4時間以内 4,800円	2時間以内 400円	2時間以内 190円	4,000円	1,900円
		延長時間に対する料金	1時間につき 1,180円	1時間以内 190円	1時間以内 90円		

※ 生徒が専用利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。

ウ 利用時間 8時30分から17時まで

エ 休場日 火曜日

1月1日及び12月31日

指定管理者が、知事の承認を受けて、体育施設の管理上の必要により臨時に  
定めた日

#### オ ライフル射撃場の年間利用実績 (令和6年度)

月	スモールボアライフル			エアライフル			利用人員 合計
	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数	
4月	7	10	10	24	425	446	456
5月	6	11	11	25	607	632	643
6月	5	7	7	23	305	327	334
7月	2	2	2	26	605	624	626
8月	12	16	16	25	496	508	524
9月	7	9	9	25	301	317	326
10月	6	8	8	24	403	419	427
11月	5	5	5	25	266	282	287
12月	4	4	4	20	192	207	211
1月	2	3	3	23	299	314	317
2月	4	5	5	24	306	322	327
3月	3	3	3	26	304	317	320
計	63	83	83	290	4,509	4,715	4,798



(2) 鹿児島県平川ヨットハウス

- ア 施設概要  
 所在地 鹿児島市平川町浜平川 6247  
 土地 (鹿児島県港湾事務所所有)  
 建物 963.01 m<sup>2</sup>  
     管理棟(艇庫) 954.23 m<sup>2</sup>  
     少量危険物貯蔵庫 5.00 m<sup>2</sup>  
     プロパン庫 3.78 m<sup>2</sup>  
 業務開始日 昭和 47 年度

イ 利用料金

利用区分		専用利用			
利用料金	艇庫 (1艇につき)	1月以内 4,700円	3月以内 11,900円	6月以内 22,800円	12月以内 45,000円
	会議室	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から翌日の午 前8時30分まで	
		630円	740円	1,730円	

※ 生徒が専用利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。

※ 艇庫に入庫できる艇は、競技用ヨットとする。

- ウ 利用時間 8時30分から17時まで

- エ 休場日 火曜日  
 1月1日及び12月31日  
 指定管理者が、知事の承認を受けて、体育施設の管理上の必要により臨時に  
 定めた日

オ 平川ヨットハウスの年間利用実績 (令和6年度)

月	ヨットハウス			会議室			利用人員 合計
	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数	
4月	13	355	355	3	4	97	452
5月	16	580	580	7	7	158	738
6月	19	472	472	5	7	145	617
7月	23	764	764	1	1	15	779
8月	24	391	391	1	1	10	401
9月	24	363	363	5	5	47	410
10月	20	379	379	5	5	61	440
11月	20	323	323	1	1	20	343
12月	15	354	354	2	2	23	377
1月	17	265	265	2	3	31	296
2月	21	291	291	2	3	26	317
3月	23	384	384	3	4	26	410
計	235	4,921	4,921	37	43	659	5,580

### (3) 鴨池公園

所在地	鹿児島市与次郎二丁目2-2
総面積	194,000 m <sup>2</sup>
運動施設	陸上競技場 (31,268 m <sup>2</sup> ) , 野球場 (24,059 m <sup>2</sup> ) 庭球場 (約 17,700 m <sup>2</sup> ) , 補助競技場 (24,028 m <sup>2</sup> )
植帯面積	30,278.4 m <sup>2</sup>
その他面積	66,666.6 m <sup>2</sup>

#### (3)-1 鹿児島県立鴨池陸上競技場 (白波スタジアム)

##### ア 施設概要

所在地	鹿児島市与次郎二丁目2-2
面積	31,268 m <sup>2</sup>
建物面積	16,716.91 m <sup>2</sup>
収容人員	15,044人
メインスタンド	7,188人 (別途車椅子席 20)
バックスタンド	5,356人 (別途車椅子席 12)
サイド芝スタンド	2,500人
トラック	全天候型ウレタン舗装 レーン幅 122 cm
1周 400m	8レーン
直線 100m	8レーン (逆レーン有)
110mハードル可能	3,000m 障害設備
フィールド	
夏芝	ティフトン 419
冬芝	ペレニアルライグラス (2種混合)
外周 (助走路)	全天候型ウレタン舗装
跳躍場 (走幅跳, 三段跳, 走高跳, 棒高跳)	
投てき場 (砲丸投, 円盤投, ハンマー投, やり投)	
メインスタンド	鉄筋コンクリート 3階建
1階	管理事務所, 会議室, 更衣室 (男女), 医務室 選手招集ホール, 収蔵室, WC, 身障者用トイレ, 器具庫他
2階	貴賓室, 会議室, 救護室, 授乳室, 売店, WC, 雑品庫
3階	特別観覧席, 会議室 (実況室), 放送室, 障害者観覧席
夜間照明施設	4基
写真判定室	
大型映像装置 [横 24.5m×縦 11m (表示部 19.2m×9.6m) , 地上高 20m]	
トレーニング室	
選手控室等空調設備	
クライミングウォール (山岳競技用人工壁)	
高齢者・障害者用エレベーター	
業務開始日	昭和 45 年度

##### イ 利用料金

##### 陸上競技場利用料金

利用区分	専用利用						専用利用以外の利用	
	入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合			入場料又はこれに類する料金を徴収する場合			利用券1枚につき1回2時間以内	
	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	単券	回数券 (12枚券)
アマチュア	円	円	円	円	円	円	円	円
ユース	2,200	4,400	740	8,800	17,500	2,930	70	700
スポーツ	4,400	8,800	1,470	17,500	35,000	5,800	130	1,300
その他	8,700	17,300	2,900	73,000	145,000	24,300		

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合には、1日につき、上記利用料金に税込み最高入場料 (前売券がある場合は、前売券) の200人分に相当する額を加算する。ただし、利用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。

夜間照明施設利用料金

利用区分	全灯利用の場合		2分の1灯利用の場合		5分の1灯利用の場合		10分の1灯利用の場合		
	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	
アマチュアスポーツ	児童生徒	10,900円	10,900円に、5分につき910円を加えた額	5,400円	5,400円に、5分につき450円を加えた額	2,190円	2,190円に、5分につき180円を加えた額	1,090円	1,090円に、5分につき90円を加えた額
	上記以外の者	32,000円	32,000円に、5分につき2,670円を加えた額	16,300円	16,300円に、5分につき1,360円を加えた額	6,500円	6,500円に、5分につき540円を加えた額	3,200円	3,200円に、5分につき270円を加えた額
その他	1時間までごとにつき 117,000円								

附属施設・設備利用料金

付帯施設の区分			利用料金	
			単位	金額
会議室			2時間ごと	350円
放送設備			1日1回につき	870円
大型映像装置	アマチュアスポーツ	児童生徒	1時間ごと	2,580円
		上記以外の者	1時間ごと	7,700円
	その他		1時間ごと	28,200円
クライミングウォール		児童生徒	2時間ごと	230円
		上記以外の者	2時間ごと	460円

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休場日 火曜日  
1月1日及び12月31日  
指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 利用実績  
陸上競技場の年間利用実績（令和6年度）

月	陸上競技場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	24	56	27,637
5月	28	47	27,923
6月	21	39	27,923
7月	29	46	15,364
8月	23	34	21,417
9月	28	52	32,799
10月	23	40	9,553
11月	24	42	15,135
12月	24	38	6,430
1月	24	49	6,765
2月	17	27	12,417
3月	23	35	23,024
計	288	505	226,387

(3)-2 鹿児島県立鴨池野球場（平和リース球場）

ア 施設概要

所在地	鹿児島市与次郎二丁目2-2
面積	24,059 m <sup>2</sup>
グラウンド面積	12,964.6 m <sup>2</sup> （両翼98m, 中堅122m）
収容人員	21,000人（内野15,500人, 外野5,500人）
メインスタンド	鉄筋コンクリート2階建
記者室棟	1階 事務室, 管理人室, 記者室, 放送室, 記録室, 役員室（2室）, 審判員室, 警備員室, 予備室他
	2階 貴賓室, 報道ブース
	1階 会議室（2室）, 医務室, チケット売り場, ロッカールーム（2室）
	エントランスホール
屋外練習場	2階 売店スペース（2室）, コンコース
	3階 多目的室, トイレ
	4階 記者室（3室）
	1,369.12 m <sup>2</sup> 屋根設置（平成8年2月）
夜間照明施設	鉄塔6基, 照明設備一式
スコアボード	バックスクリーン横28m, 高さ10m
（大型映像装置）	スコアボード横30m, 高さ8m
高齢者・障害者用エレベーター	
業務開始日	昭和45年度

イ 利用料金

野球場利用料金

利用区分		入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合				入場料又はこれに類する料金を徴収する場合		
		2時間以内	2時間を超え4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき
アマチュアスポーツ	児童生徒	円 750	円 1,500	円 3,000	円 500	円 6,000	円 12,000	円 2,000
	上記以外の者	2,250	4,500	9,000	1,500	18,000	36,000	6,000
その他		4,700	9,000	18,000	3,000	76,000	151,000	25,300

- ※ 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。
- ※ 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合には、1日につき、上記利用料金に税込み最高入場料（前売券がある場合は、前売券）の200人分に相当する額を加算する。  
ただし、利用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。

夜間照明施設利用料金

利用区分		全灯利用の場合		2分の1灯利用の場合		4分の1灯利用の場合	
		利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき
アマチュアスポーツ	児童生徒	10,000円	10,000円に、5分につき830円を加えた額	5,000円	5,000円に、5分につき420円を加えた額	2,510円	2,510円に、5分につき210円を加えた額
	上記以外の者	30,000円	30,000円に、5分につき2,500円を加えた額	15,100円	15,100円に、5分につき1,260円を加えた額	7,500円	7,500円に、5分につき630円を加えた額
その他		1試合につき 324,000円 但し、試合が成立しない時、上記料金により難しい場合は、1時間毎に84,000円とする。					

附属施設・設備利用料金

附属設備の区分		利用料金		
		単 位	金 額	
会 議 室		2時間ごと	350円	
放 送 設 備		1日1回につき	870円	
屋内ピッチング練習場		1室につき1時間ごと	350円	
屋外練習場	ピッチング練習場	1時間ごと	170円	
	バッティング練習場	1時間ごと	330円	
スコアボード (大型映像装置)	アマチュアスポーツ	児童生徒	1時間につき	2,410円
		上記以外の者	1時間につき	7,200円
	そ の 他	1時間につき	26,300円	

※ 平和リース球場（県立鴨池野球場）の使用者が屋内ピッチング練習場又は、屋外練習場を使用する場合には、当該附属設備に係る利用料金は徴収しない。

※ スコアボード（大型映像装置）を児童生徒が利用し、かつ入場料の徴収を行わない場合は、スコアボード（大型映像装置）の利用料金は、上記利用料金の4分の1とする。

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休場日 火曜日

1月1日及び12月31日

指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 利用実績

野球場の年間利用実績（令和6年度）

月	野 球 場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	17	18	26,667
5月	18	18	10,640
6月	14	15	3,870
7月	26	52	21,445
8月	13	13	2,610
9月	14	17	9,379
10月	14	14	13,270
11月	11	11	8,540
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	25	26	10,584
3月	22	22	15,685
計	174	206	122,690

(3)-3 鹿児島県立鴨池庭球場

ア 施設概要

所在地 鹿児島市与次郎二丁目2-2  
 面積 約17,700㎡  
 建物面積 796㎡(管理棟234㎡, 休憩棟562㎡)  
 収容人員 約4,680人(中央スタンド 約2,200人, 芝生スタンド 約2,480人)  
 コート 16面(ハードコート)  
 管理棟 更衣室, トイレ, 役員室, 倉庫  
 休憩棟 182㎡×2棟, 198㎡×1棟  
 夜間照明施設 照明柱16基  
 業務開始日 昭和46年度

イ 利用料金

庭球場利用料金(1面の使用料)

利用区分		入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合				入場料又はこれに類する料金を徴収する場合		
		2時間以内	2時間を超え4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき
アマチュアスポーツ	児童生徒	円 420	円 830	円 1,650	円 280	円 1,650	円 3,300	円 550
	上記以外の者	830	1,650	3,300	550	3,300	6,500	1,100
その他		1,650	3,300	6,500	1,100	13,700	27,400	4,600

- ※ 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。
- ※ 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合には、1日につき、上記利用料金に税込み最高入場料(前売券がある場合は、前売券)の200人分に相当する額を加算する。ただし、利用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。
- ※ 夜間利用する場合の利用料金は、この表に定めるところにより算出した額に1面につき370円を加算した額とする。

附属施設・設備利用料金

附属設備の区分	利用料金	
	単 位	金 額
会 議 室	2時間ごと	350円
放 送 設 備	1日1回につき	870円

ウ 利用時間

8時30分から21時まで

エ 休場日

火曜日  
 1月1日及び12月31日  
 指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 鴨池庭球場の年間利用実績(令和6年度)

月	庭 球 場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	28	382	3,759
5月	29	449	5,849
6月	25	363	2,980
7月	30	436	2,678
8月	28	421	2,237
9月	29	420	4,348
10月	31	469	5,505
11月	30	431	4,379
12月	28	413	2,485
1月	28	384	3,922
2月	25	356	4,283
3月	30	442	2,930
計	341	4,966	45,355

(3)-4 鹿児島県立鴨池補助競技場

ア 施設概要

所在地 鹿児島市与次郎二丁目2-2  
 面積 24,028 m<sup>2</sup>  
 建物面積 493.5 m<sup>2</sup> (クラブハウス 412.25 m<sup>2</sup>, 屋外便所 51.25 m<sup>2</sup>, 電気室 30.00 m<sup>2</sup>)  
 収容人員 2,000人 (階段式スタンド)  
 トラック 全天候型ウレタン舗装  
 フィールド 1周 400m 8レーン, 直線 100m 8レーン, 110mハードル可能  
 跳躍場 (走幅跳, 三段跳, 走高跳, 棒高跳), 投てき場 (砲丸投, 円盤投, ハンマー投, やり投)  
 夜間照明 照明柱 4基  
 業務開始日 昭和46年度

イ 利用料金

補助競技場利用料金

利用区分	専用利用						専用利用以外の利用	
	入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合			入場料又はこれに類する料金を徴収する場合			利用券1枚につき1回2時間以内	
	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	単券	回数券(12枚券)
アマチュアスポーツ	円	円	円	円	円	円	円	円
	2,150	4,300	720	8,500	17,000	2,830	70	700
上記以外の者	4,300	8,500	1,430	17,000	34,000	5,700	130	1,300
その他	8,400	16,800	2,800	71,000	141,000	23,700		

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合には、1日につき、上記利用料金に税込み最高入場料(前売券がある場合は、前売券)の200人分に相当する額を加算する。  
 ただし、利用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。

夜間照明施設利用料金

利用区分	全灯利用の場合		2分の1灯利用の場合		4分の1灯利用の場合	
	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき	利用時間が1時間以内であるとき	利用時間が1時間を超えるとき
アマチュアスポーツ	円	円	円	円	円	円
	470	470円に、5分につき40円を加えた額	240	240円に、5分につき20円を加えた額	120	120円に、5分につき10円を加えた額
上記以外の者	1,410	1,410円に、5分につき120円を加えた額	710	710円に、5分につき60円を加えた額	360	360円に、5分につき30円を加えた額
その他	1時間までごとにつき4,900円とする。					

附属施設・設備利用料金

附属設備の区分	利用料金	
	単位	金額
会議室	2時間ごと	350円
放送設備	1日1回につき	870円

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休場日 火曜日

1月1日及び12月31日

指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 利用実績  
補助競技場の年間利用実績（令和6年度）

月	補 助 競 技 場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	29	3,304	14,049
5月	31	3,203	18,738
6月	30	3,548	13,791
7月	31	3,655	13,646
8月	29	3,929	6,928
9月	30	3,702	13,162
10月	31	3,635	7,189
11月	29	2,910	7,729
12月	27	2,576	5,883
1月	28	3,021	5,018
2月	28	2,097	2,757
3月	31	4,292	6,510
計	354	39,872	115,400



(4) 鴨池緑地公園

所在地 鹿児島市鴨池新町 41-1  
 総面積 60,251 m<sup>2</sup>  
 運動施設 球技場 (14,677 m<sup>2</sup>) , 庭球場 (2,812 m<sup>2</sup>)  
 植帯面積 29,795 m<sup>2</sup>  
 その他面積 12,967 m<sup>2</sup>

(4)-1 鹿児島県立鴨池緑地球技場

ア 施設概要

所在地 鹿児島市鴨池新町 41-1  
 面積 14,677 m<sup>2</sup>  
 建物面積 184.93 m<sup>2</sup> (役員室 65 m<sup>2</sup>, シャワー室・便所 60 m<sup>2</sup>, 更衣室 59.93 m<sup>2</sup>)  
 収容人員 芝生スタンド 1,500 人  
 球技部分 長軸 147m 短軸 74m (人工芝)  
 ソフトボール部分 両翼 90m 短軸 100m (人工芝)  
 夜間照明 照明柱 10 基  
 業務開始 昭和 49 年度

イ 利用料金

緑地球技場利用料金

利用区分	4 時間 以内	4 時間を超え 8 時間以内	延長 1 時間につき
児童生徒	1,500円	3,000円	500円
上記以外の者	3,000	6,000	1,000

※ 半面を利用する場合は、上記利用料金の2分の1の利用料金とする。

※ 夜間利用する場合の利用料金は、この表の定めるところにより算出した額に820円(半面を利用する場合は、410円)を加算した額とする。

※ 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休場日

火曜日

1月1日及び12月31日

指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 緑地球技場の年間利用実績 (令和6年度)

月	緑地球技場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	1	1	400
11月	30	101	3,977
12月	28	97	4,384
1月	28	95	3,982
2月	28	95	3,957
3月	31	118	5,577
計	146	507	22,277

緑地球技場の年間利用実績 (令和5年度)

月	緑地球技場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	29	86	3,205
5月	29	84	2,813
6月	30	84	2,953
7月	30	85	2,849
8月	28	93	3,259
9月	29	80	2,814
10月	15	45	1,587
11月	30	68	2,417
12月	26	60	2,308
1月	27	57	1,757
2月	0	0	0
3月	0	0	0
計	273	742	25,962

※ 令和6年2月～令和6年10月まで人工芝の改修工事に伴い、利用を停止していたため、令和5年度の実績を併記する。

#### (4)-2 鹿児島県立鴨池緑地庭球場

- ア 施設概要  
 所在地 鹿児島市鴨池新町 41-1  
 面積 2,812 m<sup>2</sup>  
 建物面積 161 m<sup>2</sup>〔管理棟 140 m<sup>2</sup>（事務室、談話室、更衣室、シャワー室、電気室、便所）、倉庫 21 m<sup>2</sup>〕  
 収容人員 芝生スタンド 1,000 人  
 コート 4面 アスファルト系クッション舗装  
 夜間照明 照明柱 6基  
 業務開始 昭和 49 年度

#### イ 利用料金

緑地庭球場利用料金（1面の使用料金）

利用区分		入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合				入場料又はこれに類する料金を徴収する場合		
		2時間以内	2時間を超え4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき	4時間以内	4時間を超え8時間以内	延長1時間につき
アマチュアスポーツ	児童生徒	円 220	円 440	円 780	円 160	円 780	円 1,550	円 260
	上記以外の者	440	880	1,550	330	1,790	3,100	520
その他		780	1,550	3,100	520	6,600	13,200	2,200

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合に該当する場合であっても、営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合は、上記利用料金の額の50パーセントに相当する額を加算する。

※ 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合には、1日につき、上記利用料金に税込み最高入場料（前売券がある場合は、前売券）の200人分に相当する額を加算する。ただし、利用対象者が児童生徒である場合は、この限りでない。

※ 夜間利用する場合の利用料金は、この表に定めるところにより算出した額に1面につき370円を加算した額とする。

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休場日 火曜日  
 1月1日及び12月31日  
 指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 緑地庭球場の年間利用実績（令和6年度）

月	緑地庭球場		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	26	117	596
5月	29	169	832
6月	26	137	611
7月	30	134	571
8月	27	127	573
9月	29	176	877
10月	29	194	908
11月	30	198	893
12月	28	143	610
1月	27	148	654
2月	27	169	716
3月	30	161	749
計	338	1,873	8,590

(5) 鹿児島県総合体育センター体育館

ア 施設概要

所在地	鹿児島市下荒田四丁目 47-1		
土地	9,931.72 m <sup>2</sup>		
建物	9,931.72 m <sup>2</sup>		
体育館	5,411.47 m <sup>2</sup>		
1階	3,007.52 m <sup>2</sup>	(設備)	バレーボール2面, バasketボール2面
2階	1,287.02 m <sup>2</sup>		バドミントン8面, ハンドボール1面
中3階	224.13 m <sup>2</sup>		卓球24台, レスリング2面,
3階	281.35 m <sup>2</sup>		インドアテニス2面
地階	264.78 m <sup>2</sup>	(空調設備)	
その他	346.67 m <sup>2</sup>		
機械室	128.99 m <sup>2</sup>		
研修室	340.00 m <sup>2</sup>	(宿泊室2室, 会議室2室)	
補助体育館	486.72 m <sup>2</sup>		
競技場	344.22 m <sup>2</sup>	(設備)	卓球5台, バドミントン1面
体操専用練習場	130 m <sup>2</sup>		
便所	12.50 m <sup>2</sup>		
エレベーター	24.78 m <sup>2</sup>		
業務開始日	昭和35年度		

イ 利用料金

ホール利用料金

区分	利用者が入場料を徴収しない場合	利用者が入場料を徴収する場合
アマチュアスポーツ	利用1時間につき, 8時30分から17時までの間は880円, この間以外の間は2,630円として算出した額	利用1時間につき, 8時30分から17時までの間は1,320円, この間以外の間は4,000円として算出した額
その他	利用1時間につき, 8時30分から17時までの間は2,630円, この間以外の間は7,900円として算出した額	利用1時間につき, 8時30分から17時までの間は10,500円, この間以外の間は32,000円として算出した額

※ 利用者が入場料に相当する金員を徴収したと認められる場合は, 入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。

※ 「その他」の利用において利用者が入場料を徴収する場合の利用料金は, この表の定めるところにより算出した額に, 利用1日につき, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める額を加算した額とする。

- 1 入場料を徴収する場合, 税込入場料の最高額の100人分に相当する額
- 2 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待し入場させる場合, 1月分の会費の額 (その額が200円を超える場合は, 200円) の100人分に相当する額
- 3 商品等の売上高により招待券を発行して入場させる場合, 招待券1枚を発行できる商品売上高価格の10分の1に相当する額 (その額が200円を超える場合は, 200円とし, 50円に満たない場合は50円とする) の100人分に相当する額
- 4 「その他」の利用において土曜日, 日曜日又は国民の祝日に利用する場合の利用料金は, この表の定めるところにより, 算出した額に100分の120を乗じて得た額とする。

附属施設・設備利用料金

利用区分	金額	備考			
補助体育館	1時間につき	アマチュアスポーツ 350円 その他 1,440円	この表中1回とは次の区分による。  ・8時30分から12時まで ・12時から17時まで ・17時から22時まで ・上記以外の時間		
	研修室	2時間ごと 350円			
会議室	1人につき, 24時間までごとに	160円			
	ただし, 会議室として利用する場合, 2時間ごと	350円			
舞台	1回につき (アマチュアスポーツの場合は無料)	870円			
照光装置	1回につき	1,500円			
放送施設	1回につき	アマチュアスポーツ 430円 その他 1,730円			
	ピアノ	1回につき		1,730円	
照明電灯	1時間, 一連につき	120円			
売店	1箇所, 1月につき	5,600円			
冷暖房設備	冷房	1時間につき		アマチュアスポーツ 児童生徒 5,300円 上記以外の者 10,800円 その他 21,500円	
		暖房		1時間につき	アマチュアスポーツ 児童生徒 4,400円 上記以外の者 8,900円 その他 17,600円

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休館日 火曜日

1月1日及び12月31日

指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 体育館の年間利用実績（令和6年度）

月	体 育 館			補 助 体 育 館			研 修 室		
	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数
4月	28	55	12,482	27	88	2,715	9	10	344
5月	30	51	11,550	30	83	3,719	14	18	615
6月	29	62	5,854	29	81	1,679	11	11	335
7月	29	70	4,955	30	79	2,398	12	12	380
8月	28	54	6,087	26	69	2,134	16	17	551
9月	26	64	2,795	29	94	1,812	6	6	220
10月	30	58	8,166	29	81	2,323	7	11	440
11月	29	54	8,856	29	94	4,499	13	14	520
12月	27	55	11,151	27	90	2,149	10	11	410
1月	27	54	12,013	26	94	1,691	13	13	445
2月	22	47	9,014	22	76	1,779	6	6	180
3月	21	56	10,443	23	84	2,424	5	5	210
計	326	680	103,366	327	1,013	29,322	122	134	4,650

(6) 鹿児島県総合体育センター武道館

ア 施設概要

所在地 鹿児島市与次郎一丁目4-20  
 土地 4,649.35 m<sup>2</sup>  
 建物  
   武道館 2,179.34 m<sup>2</sup>  
     1階 トレーニング室 197.26 m<sup>2</sup>  
       その他 493.80 m<sup>2</sup> (受付, 指定管理者事務所, 応接室, 医務室, 倉庫, 便所等)  
     2階 柔道場 491.43 m<sup>2</sup> (234畳)  
       その他 260.24 m<sup>2</sup> (師範室, 選手控室, 器具室, 便所等)  
     3階 剣道場 491.43 m<sup>2</sup> (2試合場)  
       その他 245.18 m<sup>2</sup> (師範室, 選手控室, 器具室, 便所等)  
   弓道場 568.80 m<sup>2</sup>  
     近的場 398.57 m<sup>2</sup> (10人立) (巻藁道場, 役員控室, 更衣室, 便所等)  
     遠的場 170.23 m<sup>2</sup> (5人立)  
 業務開始日 昭和47年度

イ 利用料金

柔道場, 剣道場, 弓道場利用料金

利用区分		専用利用			一般利用 (利用券1枚につき1回限り)	
		4時間以内	4時間を超え 8時間以内	延長1時間 につき	普通券	回数券 (12枚券)
柔道場	児童生徒	1,370円	2,550円	450円	70円	700円
剣道場	上記以外の者	2,940円	5,100円	950円	130円	1,300円
弓道場	児童生徒	840円	1,550円	310円	70円	700円
	上記以外の者	1,790円	3,100円	630円	130円	1,300円

附属施設利用料金

区分	金額	備考
トレーニング室	1回につき	児童生徒 70円
		一般 130円
		個人利用の場合の利用料金

ウ 利用時間 8時30分から21時まで

エ 休館日 火曜日

1月1日及び12月31日

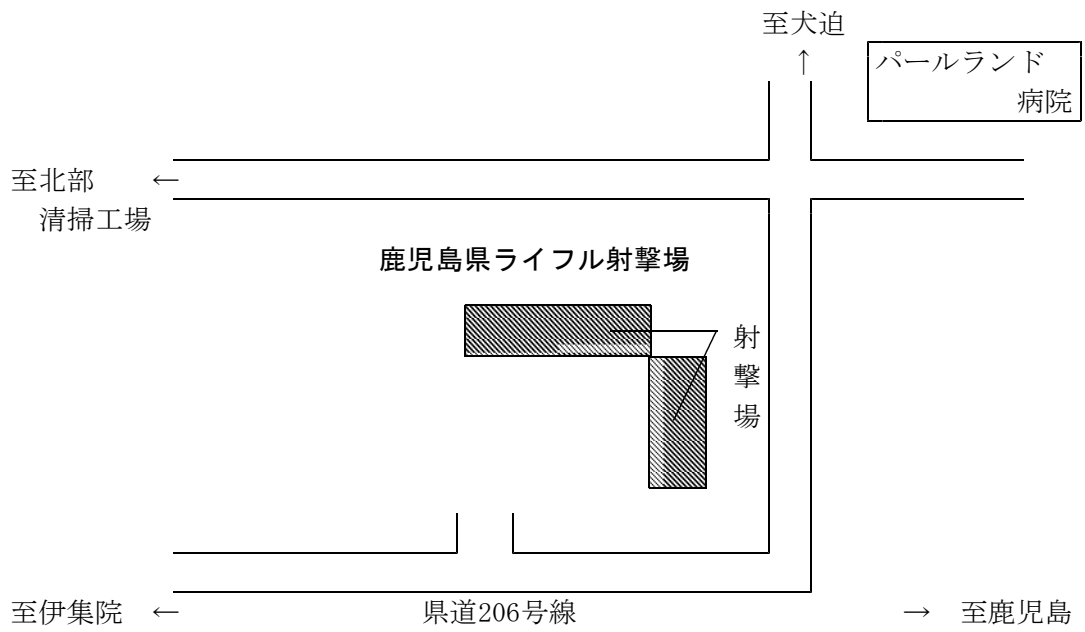
指定管理者が、教育委員会の承認を受けて、運動施設の管理上の必要により臨時に定めた日

オ 武道館の年間利用実績 (令和6年度)

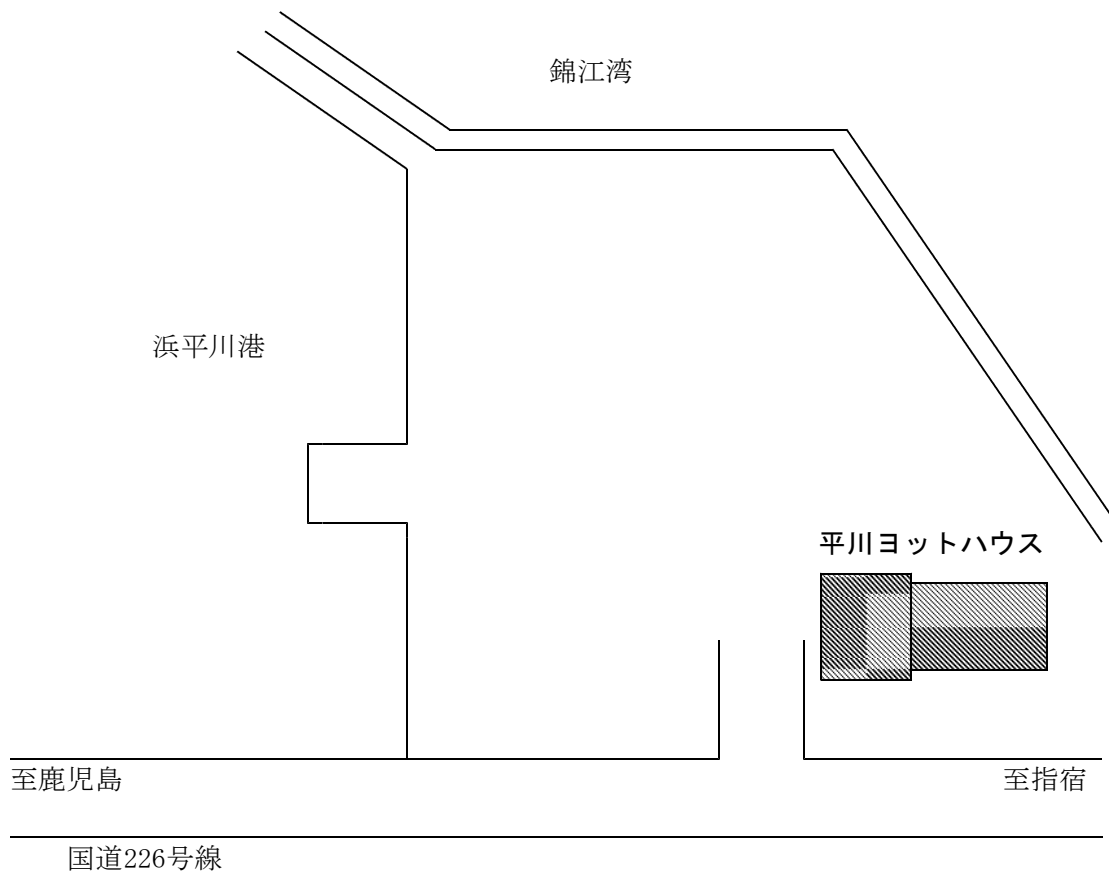
月	剣道場			柔道場			弓道場		
	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数	利用日数	利用件数	利用人数
4月	28	834	1,534	28	969	1,409	28	724	1,446
5月	31	707	3,639	31	986	3,714	31	700	3,822
6月	29	760	1,979	29	988	2,274	29	844	1,842
7月	31	862	2,394	31	1,091	2,373	31	806	2,182
8月	28	664	1,971	28	874	2,158	28	968	2,015
9月	30	767	1,724	30	927	2,007	30	832	1,877
10月	30	868	2,458	30	1,169	2,865	26	628	2,189
11月	30	904	1,855	30	1,062	1,919	23	506	1,103
12月	27	690	1,164	27	675	1,243	26	624	830
1月	28	721	1,056	28	719	1,086	28	977	986
2月	27	844	1,086	27	777	1,254	27	636	665
3月	26	807	1,031	31	967	1,469	31	790	907
計	345	9,428	21,891	350	11,204	23,771	338	9,035	19,864

月	トレーニング室		
	利用日数	利用件数	利用人数
4月	28	314	314
5月	31	302	302
6月	29	379	379
7月	31	438	438
8月	28	280	280
9月	30	315	315
10月	30	368	368
11月	30	387	387
12月	27	244	244
1月	28	278	278
2月	27	290	290
3月	31	326	326
計	350	3,921	3,921

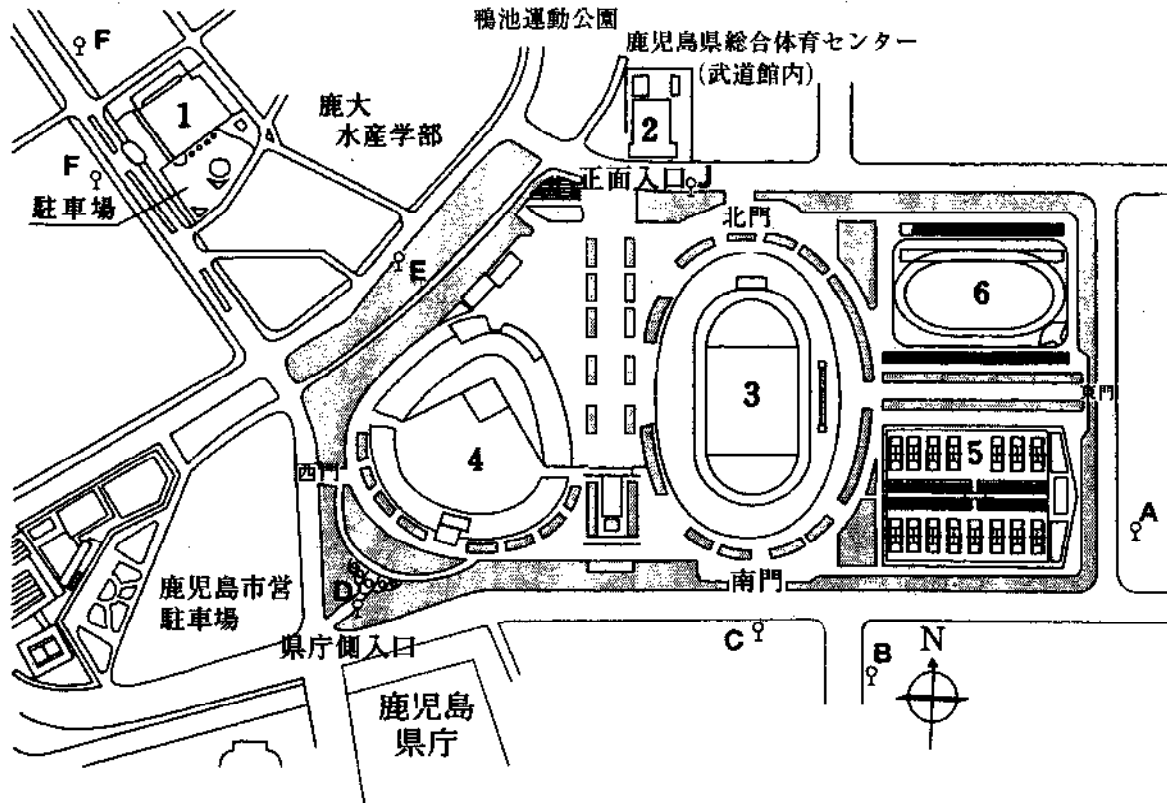
### ライフル射撃場見取図



### 平川ヨットハウス見取図

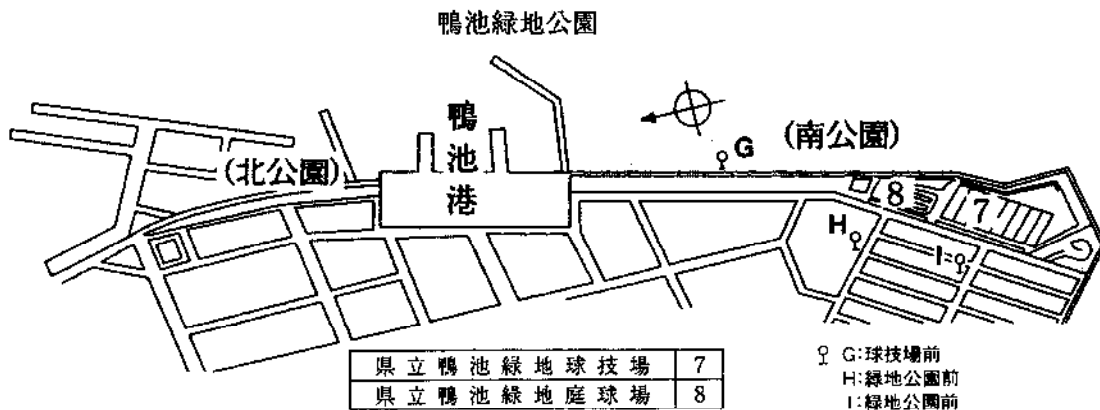


# 鹿児島県総合体育センター施設平面図



県総合体育センター体育館	1	平和リース球場(県立鴨池野球場)	4
〃 武道館	2	県立鴨池庭球場	5
白波スタジアム(県立鴨池陸上競技場)	3	〃 補助競技場	6

- ♀ A:文化ホール前
- ♀ B:KKB前
- ♀ C:KKB前
- ♀ D:野球場前
- ♀ E:水産学部前
- ♀ F:体育館前
- ♀ J:鴨池運動公園前



県立鴨池緑地球技場	7
県立鴨池緑地庭球場	8

- ♀ G:球技場前
- ♀ H:緑地公園前
- ♀ I:緑地公園前



## 管 理 物 件 の 表 示

### 1 鹿児島県ライフル射撃場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市犬迫町早馬下6313	土地	20,671 m <sup>2</sup>	
	スモール・ホムライフル射撃場(鉄骨造, 平屋建)	延面積 175.50 m <sup>2</sup>	24射座
	エアライフル射撃場(鉄筋コンクリート壁, 鉄骨造, 平屋建)	延面積 902.15 m <sup>2</sup>	26射座(エアライフル) 7射座(ビームライフル)
	管理棟	90.70 m <sup>2</sup>	
	自転車置場	37.50 m <sup>2</sup>	
	プロパン庫	11.25 m <sup>2</sup>	
	屋外トイレ	5.29 m <sup>2</sup>	

●現有物品(鹿児島県から貸付予定)

### 2 鹿児島県平川ヨットハウス

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市平川町浜平川6247	管理棟(艇庫)	延面積 954.23 m <sup>2</sup>	
	少量危険物貯蔵庫	5.00 m <sup>2</sup>	
	プロパン庫	3.78 m <sup>2</sup>	
	運営艇	1艇	

●現有物品(鹿児島県から貸付予定)

### 3 鴨池公園

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎二丁目2-2	総面積 うち 陸上競技場 野球場 庭球場 補助競技場 植帯面積	194,000 m <sup>2</sup>  31,268 m <sup>2</sup> 24,059 m <sup>2</sup> 約 17,700 m <sup>2</sup> 24,028 m <sup>2</sup> 30,278.4 m <sup>2</sup>	
	園内公衆便所(3箇所) 園内水飲場(4箇所)	110.00 m <sup>2</sup> 4.00 m <sup>2</sup>	

●現有物品(鹿児島県から貸付予定)

(3-1) 鹿児島県立鴨池陸上競技場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎二丁目2-2	面積 トラック (全天候型ウレタン舗装) フィールド (夏芝:ティフトン419) (冬芝:ペレニアルライグラス) メインスタンド バックスタンド サイド芝スタンド	31,268 m <sup>2</sup>  収容人員 7,188 人 収容人員 5,356 人 収容人員 2,500 人	1周400m8レーン 外周(助走路):全天候型ウレタン舗装 跳躍場(走幅跳,三段跳,走高跳,棒高跳) 投てき場(砲丸投,円盤投,ハンマー投やり投)
	メインスタンド(鉄筋コンクリート3階建)  夜間照明施設  電光掲示盤 クライミングウォール エレベーター	  鉄塔4基  1 1 2基	1階(管理事務所,会議室,更衣室,医務室等) 2階(貴賓室,救護室,WC,雑品庫等) 3階(特別観覧席,実況室,放送室等)  横24.5m×縦11m,地上高20m

●現有物品 (鹿児島県から貸付予定)

(3-2) 鹿児島県立鴨池野球場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎2丁目2-2	面積 グラウンド	24,059 m <sup>2</sup> 延面積 12,964.6 m <sup>2</sup>	両翼98m,中堅122m 収容:内野15,500人,外野5,500人
	メインスタンド(鉄筋コンクリート2階建)  記者室棟  屋外練習場 夜間照明施設 電光スコアボード(横30m,高さ8m) エレベーター	  1,369.12 m <sup>2</sup> 鉄塔6基 1 1基	1階(事務室,管理人室,記者室等) 2階(貴賓室,報道ブース) 1階(会議室,医務室等),2階(売店スペース等),3階(多目的室等),4階(記者室等)  バックスクリーン(横28m高さ10m)

●現有物品 (鹿児島県から貸付予定)

(3-3) 鹿児島県立鴨池庭球場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎二丁目2-2	面積 コート（ハードコート） 中央スタンド 芝生スタンド	約 17,700 m <sup>2</sup> 16 面 収容人員 2,200 人 収容人員 2,480 人	
	管理棟 休憩棟 夜間照明施設	234 m <sup>2</sup> 562 m <sup>2</sup> 照明柱 16 基	役員室、更衣室、トイレ、倉庫

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

(3-4) 鹿児島県立鴨池補助競技場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎二丁目2-2	面積 トラック（全天候型ウレタン舗装） フィールド （夏芝：ティフトン419） （冬芝：ペレニアルライグラス）	24,028 m <sup>2</sup>	1周400m8レーン 外周（助走路）全天候型ウレタン舗装 跳躍場（走幅跳、三段跳、走高跳、棒高跳） 投てき場（砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投）
	階段式スタンド	収容人員 2,000 人	
	クラブハウス 屋外便所 夜間照明	412.25 m <sup>2</sup> 51.25 m <sup>2</sup> 照明柱 4 基	役員室、更衣・シャワー室等

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

4 鴨池緑地公園

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市鴨池新町4-1-1	総面積 球技場 庭球場 植帯面積	60,251 m <sup>2</sup> 14,677 m <sup>2</sup> 2,812 m <sup>2</sup> 29,795 m <sup>2</sup>	
	園内公衆便所（3箇所） 園内公衆便所（1箇所）	80.51 m <sup>2</sup> 12.25 m <sup>2</sup>	緑地公園内 北公園内

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

(4-1) 鹿児島県立鴨池緑地球技場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市鴨池新町4-1-1	面積 球技部分 ソフトボール部分 芝生スタンド	14,677 m <sup>2</sup> 長軸147m, 短軸74m 両翼90m, 短軸100m 収容人員 1,500人	人工芝 人工芝
	役員室 シャワー室・便所 更衣室  夜間照明	65 m <sup>2</sup> 60 m <sup>2</sup> 59.93 m <sup>2</sup>  照明柱 10基	

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

(4-2) 鹿児島県立鴨池緑地庭球場

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市鴨池新町4-1-1	面積 コート（アスファルト系クッション舗装） 芝生スタンド	2,812 m <sup>2</sup> 4面 収容人員 1,000人	
	管理棟（事務室、談話室、更衣室、シャ ワールーム、電気室、便所） 倉庫 夜間照明	140 m <sup>2</sup>  21 m <sup>2</sup> 照明柱 6基	

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

5 鹿児島県総合体育センター体育館

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市下荒田四丁目4-7-1	土地 体育館 補助体育館 研修室	9,931.72 m <sup>2</sup> 延面積 5,411.47 m <sup>2</sup> " 486.72 m <sup>2</sup> " 340.00 m <sup>2</sup>	
	機械室 エレベーター	128.99 m <sup>2</sup> 24.78 m <sup>2</sup>	

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

6 鹿児島県総合体育センター武道館

公有財産

所在地	構造等	数量	備考
鹿児島市与次郎一丁目4-20	土地 武道館	4,649.35 m <sup>2</sup>	
	うち トレーニング室 柔道場 剣道場 弓道場 うち 近的場 遠的場	延面積 2,179.34 m <sup>2</sup> 197.26 m <sup>2</sup> 491.43 m <sup>2</sup> 491.43 m <sup>2</sup> 568.80 m <sup>2</sup> 398.57 m <sup>2</sup> 170.23 m <sup>2</sup>	234 畳 2 試合場 10 人立 5 人立

●現有物品（鹿児島県から貸付予定）

# 管理業務仕様書 I

鹿児島県ライフル射撃場  
鹿児島県平川ヨットハウス

# 目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる体育施設の名称及び所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 休場日及び利用時間	1
5 利用料金	1
6 管理業務の内容	1
7 維持管理業務の基準	3
8 事業報告書等	4
9 管理員の服装等	4
10 名簿等の提出	4
11 体育施設の利用及び管理用具	4
12 管理業務費に係る書類	4
13 その他	5

この仕様書は、鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年鹿児島県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に定める体育施設（以下「体育施設」という。）の管理業務に関するものであり、以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

## 1 管理業務の対象となる体育施設名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県ライフル射撃場	鹿児島市犬迫町早馬下 6313 番地
鹿児島県平川ヨットハウス	鹿児島市平川町浜平川 6247 番地

## 2 業務の名称

鹿児島県体育施設管理業務

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

## 4 休場日及び利用時間

条例第 6 条及び第 7 条に定めるとおりであるが、サービス向上の観点から、条例上の休業日（火曜日）を開場するなど可能な限り休場日を設けず、利用時間を拡大した運営を行うこと。

## 5 利用料金

条例第 10 条に定めるとおりとする。

## 6 管理業務の内容

体育施設の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し、以下の業務を行うこと。

なお、管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し、組織体制の保持、従事者の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

鹿児島県平川ヨットハウス（以下「平川ヨットハウス」という。）の管理員には、小型船舶操縦士の免許所有者を充てること。

鹿児島県ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項に基づく指定射撃場の指定及び第 9 条の 4 第 1 項に基づく教習射撃場の指定を受けていることから、同項に規定する内閣府令で定める基準に適合する管理者を配置するとともに、同基準に適合した管理方法をとること。

### (1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付、予約及び指導（予約取消し、無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（体育施設の施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。以下同じ。）の徴収、減額又は免除、返還等
- ・ 施設等の開錠、施錠及び各種鍵の保管、収受
- ・ 利用券の管理、集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領、処理及び業務日誌、行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 施設等に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会、行事等の確認及び体育施設の利用促進活動
- ・ 事故、台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗、県旗等の掲揚・降納
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること



(2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

(3) 維持管理

施設等は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、常に整備・点検を行い、必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

ア 共通項目

- ・ 体育施設内外の巡視・点検・清掃  
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに、必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ、樹木のせん定、草刈り等を行う。
- ・ 施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等  
施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等を行う。  
なお、軽微な営繕補修とは、1件30万円未満の補修等で、破損し、又は故障した施設、設備、備品等を原状に復旧する行為をいう。
- ・ 備品の点検・管理及び貸出・返却  
なお、備品とは形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐え得る物品であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- ・ 消耗品の補充・更新及び管理、貸出・返却  
なお、消耗品とは、短期間の使用によって消耗され、又はその効力を失う物品（トイレトーパー、事務用品等）並びに形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（エンジン刈払機、業務用掃除機、会議用テーブル等）であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- ・ 体育施設の敷地内の見回り及び管理
- ・ 消防設備の法定点検
- ・ 電気、照明及び空調等設備の操作・メンテナンス

イ 個別項目

[ライフル射撃場]

- ・ 鉛弾等の回収及び処分  
スモールボアライフル射撃場及びエアライフル射撃場で使用された鉛弾や薬きょうは、毎日回収するとともに適正な保管を行い、年に1回は専門業者を通じて処分する。
- ・ 機械警備  
保管庫には空気銃を保管していることから、機械警備を行う。  
警備業務仕様

警備対象	警備方式等	備考
射撃場の玄関・事務所・通路・保管庫	機械警備方式で、機器は玄関・事務所・通路及び保管庫に設置	

[平川ヨットハウス]

- ・ 運営艇の管理  
運営艇は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、電波法（昭和25年法律第131号）等法令の規定による定期検査等を実施する。

○船舶安全法に基づく定期検査（6年に1度）の予定：令和13年度
同 中間検査（定期検査の3年後）の予定：令和10年度
検査手数料 定期検査：24,300円 / 中間検査：14,900円
○電波法に基づく無線局免許更新手続（5年に1度）の予定：令和11年度
免許更新：21,870円（前回実費額）
○電波利用料：毎年度
無線航行移動局：8,800円（前回実費額）

## 7 維持管理業務の基準

### (1) 施設等の清掃業務

利用者が気持ちよく施設等を利用できるよう、また施設等を常に清潔に維持し運用の万全を期するために、以下により清掃を行うこと。

#### ア 清掃方法

区 分	内 容
床面（塩ビシート）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空掃除機でじんかい吸い取り</li> <li>・ 汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ</li> </ul>
床面（フローリング）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中性洗剤で拭き上げ</li> <li>・ ワックス塗布（年3回）</li> <li>・ 電気ポリッシャーで研磨（年3回）</li> <li>・ 特に汚れのひどい場合は洗浄</li> </ul>
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥毛払いでホコリ払い</li> <li>・ クリーナー液で拭き上げ</li> <li>・ 汚染箇所は洗剤液で拭き上げ</li> </ul>
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗剤液又は水で拭き上げ</li> <li>・ 乾拭き仕上げ</li> </ul>

#### イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及びホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃き掃除</li> <li>・ 扉の水洗い及び乾拭き</li> <li>・ 床の水撒き</li> </ul>
手洗い及び便所 (平川ヨットハウスは シャワー室も含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面の水洗い</li> <li>・ 鏡及び出入口の乾拭き</li> <li>・ 大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合）</li> <li>・ 紙くず入れ及び汚物入れの内容物の回収、処理及び消毒</li> <li>・ 金属部の乾拭き磨き</li> <li>・ 手洗器の洗剤洗い</li> </ul>
各室・各階廊下及び階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃き掃除</li> <li>・ 化学モップ等による拭き掃除</li> <li>・ 特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄</li> <li>・ 窓枠等の乾拭き</li> </ul>
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面の掃き掃除</li> <li>・ 流しは、洗剤による洗浄及び茶がら等処理</li> </ul>

### (2) 法定保守点検業務

#### 消防設備

##### [ライフル射撃場]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿児島市犬迫町早馬下 6313 番地 鹿児島県ライフル射撃場 TEL099-229-6466	
消 防 設 備 名		年 度 間 点 検 回 数	備 考
消火器		機 器 2 回	
非常ベル配線		機 器 2 回 総 合 1 回	

[平川ヨットハウス]

防火対象物	所在地 事業所名	鹿児島市平川町浜平川 6247 番地 鹿児島県平川ヨットハウス TEL099-261-2710
消 防 設 備 名		年度間点検回数
消火器		機器 2 回
自動火災報知設備		機器 2 回 総合 1 回
避難器具		機器 2 回 総合 1 回
誘導灯		機器 2 回 総合 1 回

(3) ライフル射撃場整備業務

業務の実施に当たっては、以下の年度間実施回数を下回らないこと。

区 分		項 目	年 度 間 実 施 回 数
ライフル射撃場	スモールボアライフル射撃場	通常整備	1 2
		草刈り	4

ア 通常整備

チリ、小石等を取り除く。

イ 草刈り

競技に支障がないよう草刈りを行う。

## 8 事業報告書等

(1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に、又は県教育委員会が必要と認めるときに、以下の内容の事業報告書を提出すること。

ア 管理業務の実施状況

イ 体育施設の利用状況

ウ 利用料金の収入実績

エ 管理業務の経理状況（収支決算）

オ 修繕料の執行状況

カ その他県教育委員会が別に指示する事項

(2) 県教育委員会は、定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

## 9 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は、利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならない。

## 10 名簿等の提出

管理業務従事者については、県教育委員会に名簿を提出することとし、従事者に変更があった場合も、同様とする。

## 11 体育施設の利用及び管理用具

指定管理者は施設等は無償で利用できるものとする。ただし、体育施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお、県教育委員会が備え付けた備品等の更新は、県教育委員会負担で行うものとし、それ以外の業務の用に供する備品等については、指定管理者の負担とする。

## 12 管理業務費に係る書類

管理業務費については、他の経費と区分して経理し、関係書類を各事業年度終了後 5 年間は保存すること。

### 13 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては、この仕様書によるほか、条例並びに鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 45 年鹿児島県規則第 50 号）その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

## 管理業務仕様書Ⅱ

### 鴨池公園

鹿児島県立鴨池陸上競技場

鹿児島県立鴨池野球場

鹿児島県立鴨池庭球場

鹿児島県立鴨池補助競技場

### 鴨池緑地公園

鹿児島県立鴨池緑地球技場

鹿児島県立鴨池緑地庭球場

## 目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる都市公園及び運動施設の名称並びに所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 鴨池公園及び鴨池緑地公園の供用日及び供用時間	1
5 運動施設の利用時間等	1
6 運動施設の利用料金	1
7 管理業務の内容	1
8 維持管理業務の基準	3
9 事業報告書等	20
10 管理員の服装等	20
11 名簿等の提出	20
12 公園施設の利用及び管理用具	20
13 管理業務費に係る書類	21
14 その他	21
(別紙) 運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)	22

この仕様書は、鹿児島県都市公園条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 19 号）第 2 条第 1 項に定める鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 19 号。以下「鴨池条例」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める運動施設（以下「運動施設」という。）の管理業務に関するものであり，以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

## 1 管理業務の対象となる都市公園及び運動施設の名称並び所在地

名 称	所 在 地
鴨池公園	鹿児島市与次郎二丁目 2 番 2 号
鹿児島県立鴨池陸上競技場	
鹿児島県立鴨池野球場	
鹿児島県立鴨池庭球場	
鹿児島県立鴨池補助競技場	鹿児島市鴨池新町 41 番 1 号
鴨池緑地公園	
鹿児島県立鴨池緑地球技場	
鹿児島県立鴨池緑地庭球場	

## 2 業務の名称

鴨池公園及び鴨池緑地公園管理業務

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

## 4 鴨池公園及び鴨池緑地公園の供用日及び供用時間

鹿児島県都市公園条例施行規則（昭和 45 年鹿児島県規則第 48 号。以下「公園規則」という。）第 2 条に定めるとおりとする。

## 5 運動施設の利用時間等

- (1) 鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 36 号。以下「鴨池規則」という。）第 2 条に定めるとおりとするが，サービス向上の観点から，条例上の休場日（火曜日）を開場するなど可能な限り休場日を設けず，利用時間を拡大した運営を行うこと。
- (2) 県立高等学校合同グラウンドの代替地として鴨池緑地球技場を利用する学校の取扱いについては，次のとおりとする。
  - ア 県立高等学校合同グラウンドを利用していた 5 校（鶴丸，甲南，鹿児島中央，鹿児島東，鹿児島工業）については，平日の 16 時から 19 時までは，優先して利用できるものとする。
  - イ 長期休業日，土曜日，日曜日及び祝日に利用する場合で，各種競技大会での施設利用がなく，また，施設管理上支障がない場合は，午前か午後の 4 時間までは優先して利用できるものとする。

## 6 運動施設の利用料金

鴨池条例第 5 条に定めるとおりとする。

ただし，前項第 2 号として利用する場合は，鴨池規則第 10 条第 1 項第 7 号の規定により，利用料金を免除する。

## 7 管理業務の内容

鴨池公園及び鴨池緑地公園並びにこれらの運動施設（以下「公園施設」という。）の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し，以下の業務を行うこと。なお，管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し，組織体制の保持，従事者の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

(1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付，予約及び指導（予約取消し及び無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（運動施設の施設又は附属施設若しくは器具（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。）の徴収，減額又は免除，返還等
- ・ 施設等の利用調整
- ・ 施設等の開錠，施錠及び各種鍵の保管，收受
- ・ 利用券の管理，集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領，処理及び業務日誌，行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 公園施設に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会，行事等の確認及び公園施設の利用促進活動
- ・ 事故，台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗，県旗等の掲揚・降納
- ・ 自動販売機設置に係る調整
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること

(2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

(3) 維持管理

公園施設は正常な状態を保持し，適正な利用に供するよう，常に整備，点検を行い，必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

ア 共通項目

- ・ 公園施設内外及び周辺園路の巡視・点検・清掃  
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに，必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ，樹木のせん定等を行う。
- ・ 施設，設備，備品等の軽微な営繕補修等  
施設，設備，備品等の軽微な営繕補修を行う。  
なお，軽微な営繕補修とは，1件30万円未満の補修等で，破損又は故障した施設，設備，備品等を原状に復旧する行為をいう。
- ・ 備品の点検・管理及び貸出・返却  
なお，備品とは形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐え得る物品であって，一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- ・ 消耗品の補充・更新及び管理，貸出・返却  
なお，消耗品とは，短期間の使用によって消耗され，又はその効力を失う物品（トイレトペーパー，事務用品等）並びに形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（折りたたみ机，ライン引き，ハードル等）であって，一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- ・ 会場設営等（ライン引き・ゴールポスト・ネット張り・ベンチ等の設置）  
競技会，各種大会等の主催者等と事前に協議し，会場設営等を行う。
- ・ 消防設備，自家用電気工作物，エレベーター・自動ドア及び貯水槽等の法定点検
- ・ 電気，照明及び空調，電話等設備の操作・メンテナンス
- ・ 大型映像装置，スコアボード及び記録判定機等電子機器の操作指導・メンテナンス
- ・ クライミングウォールの保守点検

イ 個別項目

[鴨池陸上競技場]

- ・ 通常整備（フィールド，グラウンド等を常に正常に保つために必要な整備のことをいう。以下同じ。），芝生地及びスタンド芝生の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い及び生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）



- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ フィールド内芝生のオーバーシーディング及びトランジションは適時に実施する。
- ・ 競技会，各種大会利用前後の整備（フィールドの利用は原則週2日以内とする。）

**[鴨池野球場]**

- ・ 通常整備及び芝生地の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）  
雨天時は，競技中にシート張り及び水溜まりの除去並びに砂の投入等を行う。
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い，生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）
- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ グラウンド内野部分の改修（12～1月）
- ・ 競技会，各種大会利用前後のグラウンド整備

**[鴨池補助競技場]**

- ・ 通常整備，芝生地及びスタンド芝生の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い及び生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）
- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ フィールド内芝生のオーバーシーディング及びトランジションは適時に実施する。
- ・ 競技会，各種大会利用前後の整備（フィールドの利用は原則週2日以内とする。）

**[鴨池庭球場]**

- ・ 通常整備及びスタンド芝生の管理
- ・ コートの維持管理（舗装面補修）

**[鴨池緑地球技場]**

- ・ 通常整備及びスタンド芝生の管理
- ・ 人工芝の維持管理（ブラッシング，落葉の除去，火山灰の除去）

**[鴨池緑地庭球場]**

- ・ 通常整備
- ・ コートの維持管理（舗装面補修）

**8 維持管理業務の基準**

(1) 公園施設清掃業務

利用者が気持ちよく公園施設を利用できるように，また公園施設を常に清潔に維持し運用の万全を期するために，以下により清掃を行うこと。

ア 清掃方法

区 分	内 容
じゅうたん床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空掃除機でじんかい吸い取り</li> <li>・ 汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ</li> </ul>
タイル張り床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中性洗剤で拭き上げ</li> <li>・ ワックス塗布（年3回）</li> <li>・ 電気ポリッシャーで研磨（年3回）</li> <li>・ 特に汚れのひどい場合は洗浄</li> </ul>
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥毛払いでホコリ払い</li> <li>・ クリーナー液で拭き上げ</li> <li>・ 汚染箇所は洗剤液で拭き上げ</li> </ul>
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗剤液又は水で拭き上げ</li> <li>・ 乾拭き仕上げ</li> </ul>

イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及び ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>拭き掃除</li> <li>扉の水洗い及び乾拭き</li> <li>床の水撒き</li> </ul>
手洗い、便所及 び公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の水洗い</li> <li>鏡及び出入口の乾拭き</li> <li>大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合）</li> <li>紙くず入れ及び汚物入れの内容物の回収、処理及び消毒</li> <li>金属部の乾拭き磨き</li> <li>手洗器の洗剤洗い</li> <li>尿石除去実施（年1回以上）</li> </ul>
各室、各階廊下 及び階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>掃き掃除</li> <li>化学モップ等による拭き掃除</li> <li>特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄</li> <li>窓枠等の乾拭き</li> </ul>
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の掃き掃除</li> <li>流しの洗剤による洗浄及び茶がら等処理</li> </ul>

ウ 個別清掃内訳（最低実施回数）

[ 鴨池公園 (123.36 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
公園内公衆便所 (3箇所)	119.36	1日1回	
公園内水飲場 (4箇所)	4.00	1週1回	

[ 鴨池緑地公園及び北公園 (333.43 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
鴨池緑地公園公衆便所 (3箇所)	80.51	1日1回	
北公園公衆便所 (1箇所)	12.25	〃	
シャワー室・便所 (1箇所)	60.00	1週2回	
鴨池緑地球技場更衣室 (1箇所)	60.00	1週1回	
鴨池緑地球技場役員室 (1箇所)	65.00	〃	
管理棟更衣室シャワー室・便所	55.67	1週2回	

[ 鴨池陸上競技場 (3,338.26 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
管理事務所	45.56	1週1回	
展示ホール	23.61	〃	
正面ホール	125.21	1日1回	
男子更衣室 (シャワー室含む)	221.31	〃	
女子更衣室 (シャワー室含む)	158.59	〃	
トレーニング室	120.46	1週1回	
メモリアルルーム	115.01	〃	
記録室	114.68	〃	
1F 審判員室	33.21	〃	
医務室	40.12	〃	
会議室 1	320.97	〃	
会議室 2 (ドーピング・コントロール室)	79.61	〃	
会議室 3	85.41	〃	
会議室 4	109.54	〃	
会議室 5	41.82	〃	
会議室 6	32.84	〃	
会議室 7	52.43	〃	
廊下	285.40	〃	
トイレ 6箇所 (男2, 女2, 身障者4)	68.50	1日1回	
2F 特別貴賓室 (前室含む)	53.01	1月1回	
貴賓室等トイレ (3箇所)	27.15	〃	
貴賓室 (前室含む)	35.59	〃	

清 掃 個 所		面 積(m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
2F	救護室	34.90	1 週 1 回	
	授乳室	18.55	〃	
	会議室 8	40.41	〃	
	会議室 9	52.43	〃	
	ホール	60.26	〃	
	スタンドトイレ (男 8, 女 8)	609.15	随時 (年間 70 日程度)	大会前後に実施
3F	ロイヤルボックス (ベランダ含む)	91.74	1 月 1 回	
	放送室	83.80	随時 (年間 70 日程度)	大会前後に実施
	実況室	83.79	〃	〃
	ホール	13.09	〃	〃
	多目的トイレ	7.91	〃	〃
E V 棟	トイレ (身障者 3)	22.50	〃	〃
	ホール	29.70	1 週 1 回	

[補助競技場 (267.38 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所		面 積(m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
役員室		63.00	1 週 1 回	
男子更衣・シャワー室		34.50	1 日 1 回	
女子更衣・シャワー室		34.50	〃	
男子便所 (クラブハウス内)		33.75	〃	
女子便所 (クラブハウス内)		33.75	〃	
男子便所 (屋外 2 箇所)		33.94	〃	
女子便所 (屋外 2 箇所)		33.94	〃	

[鴨池野球場 (925.45 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所		面 積(m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
貴賓室		82.80	1 月 1 回	
正面ホール		47.96	1 日 1 回	
報道ブース (4 箇所)		57.90	随時 (年間 130 日程度)	
医務室		12.76	1 週 1 回	
記者室		66.00	随時 (年間 130 日程度)	
放送室		17.60	〃	
記録室		17.60	〃	
審判室		17.60	〃	
審判控室		33.92	〃	
事務室		35.20	1 週 1 回	
管理人室		20.24	〃	
役員室		51.52	随時 (年間 130 日程度)	
更衣・シャワー室		132.85	〃	
湯沸室		4.20	〃	
便 所		238.00	〃	
廊 下		89.30	〃	

[ロッカールーム, 記者室棟 (802.53 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所		面 積(m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
ロッカールーム 1 (脱衣室を含む。)		95.33	随時 (年間 130 日程度)	
ロッカールーム 2 (脱衣室を含む。)		126.82	〃	
会議室 (2 箇所)		93.06	1 週 1 回	
医務室		17.39	〃	
チケット売場		4.66	随時 (年間 130 日程度)	
エントランスホール		18.16	〃	
売店スペース (2 箇所)		47.16	〃	
コンコース		142.49	〃	
多目的室		78.13	〃	
記者室用トイレ		49.52	〃	
記者室 (3 箇所)		129.81	〃	

[鴨池庭球場 (170.75 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
役員室	63.20	1 週 1 回	
男子更衣・シャワー室	36.00	1 日 1 回	
女子更衣・シャワー室	36.00	//	
トイレ (男1, 女1, 多目的1)	35.55	//	

(2) 法定保守点検業務

ア 消防設備

[鴨池陸上競技場]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿 児 島 市 与 次 郎 二 丁 目 2 番 2 号 鹿 児 島 県 立 鴨 池 陸 上 競 技 場	TEL 099-254-2161
消 防 設 備 名	年 度 間 点 検 回 数	備 考	
消火器具	機 器 2 回		
屋内消火栓設備	機 器 2 回		
	総 合 1 回		
自動火災報知設備	機 器 2 回		
	総 合 1 回		
非常警報設備	機 器 2 回		
	総 合 1 回		
誘導灯設備	機 器 2 回		
自家発電設備	機 器 2 回		
	総 合 1 回		
	負 荷 運 転 1 回		
蓄電池設備	機 器 2 回		
	総 合 1 回		

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小型消火器 (除車載式)	6 5 本	2 回	
車 載 式 消 火 器	2 本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
加 圧 送 水 装 置	ポンプモーター 1 組	2 回	1 回	
	エ ン ジ ン 1 台	2 回	1 回	
操 作 盤	1 台	2 回	1 回	
屋 内 消 火 栓	2 4 基	2 回	1 回	
起 動 用 ス イ ッ チ	2 4 基	2 回	1 回	
表 示 灯	2 4 基	2 回	1 回	

自動火災報知設備点検業務

機 械 名	摘 要	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
受 信 機 P - 1 級	10 回線まで	10 / 10	2 回	1 回
	11 回線以上	3 / 10		
差 動 式 分 布 型 感 知 器	1 ~ 50 個	—	—	—
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 ( 差 動 式 ・ 補 償 式 )	1 ~ 50 個	5 0	2 回	1 回
	51 ~ 100 個	5 0	2 回	1 回
	101 個以上	7 2	2 回	1 回
〃 ( 定 温 式 )	1 ~ 50 個	4	2 回	1 回
煙 感 知 器	1 ~ 50 個	3 6	2 回	1 回
	51 ~ 100 個	—	—	—
発 信 機 P-1/P-2 級		1 6	2 回	1 回
地 区 音 響 装 置		3 4	2 回	1 回
消 火 栓 起 動 装 置		1	2 回	1 回
専 用 電 源	交 流 電 源	1	2 回	1 回
予 備 又 は 非 常 電 源	蓄 電 池 設 備	1	2 回	1 回

非常警報装置点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
アンプ点検	1	2回	1回	
スピーカ	127	2回	1回	
非常用予備電源	1	2回	1回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘導灯(小・中)	88	2回	
誘導標識	1	2回	

[鴨池野球場]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿児島市与次郎二丁目2番2号 鹿児島県立鴨池野球場		備 考
消 防 設 備 名	年 間 点 検 回 数		備 考	
消火器具	機 器	2回		
屋内消火栓設備	機 器	2回		
	総 合	1回		
自動火災報知設備	機 器	2回		
	総 合	1回		
非常警報設備	機 器	2回		
	総 合	1回		
避難器具	機 器	2回		
	総 合	1回		
誘導灯設備	機 器	2回		
自家発電設備	機 器	2回		
	総 合	1回		
	負 荷 運 転	1回		
蓄電池設備	機 器	2回		
	総 合	1回		
防火設備	機 器	2回		
	総 合	1回		

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小型消火器(除車載式)	29本	2回	
車載式消火器	2本	2回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
加圧送水装置	ポンプモーター	1組	2回	1回
	エンジン	1台	2回	1回
操 作 盤	1台	2回	1回	
屋 内 消 火 栓	8基	2回	1回	
起 動 用 ス イ ッ チ	14基	2回	1回	
表 示 灯	8基	2回	1回	

自動火災報知設備点検業務

機 械 名	摘 要	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
受信機 P-1級	10回線まで	10/10	2回	1回
	11回線以上	1/10	2回	1回
差動式分布型感知器	1~50個	—	—	—
スポット式感知器 (差動式・補償式)	1~50個	1	2回	1回
	51~100個	78	2回	1回
スポット式感知器 (定温式)	1~50個	8	2回	1回
	51~100個	—	—	—
煙 感 知 器	1~50個	21	2回	1回

機 械 名	摘 要	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
発信機 P-1/P-2 級		17	2 回	1 回
地区音響装置		21	2 回	1 回
消火栓起動装置		1	2 回	1 回
専用電源	交流電源	1	2 回	1 回
予備又は非常電源	蓄電池設備	1	2 回	1 回

非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
アンプ点検	1	2 回	1 回	
スピーカー	79	2 回	1 回	
非常用予備電源	1	2 回	1 回	
リモコンアンプ	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘導灯(小・中)	小16・中2	2 回	
〃(大)	1	2 回	
誘導標識	2	2 回	

避難・防火設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
緩降機(3・4階)	2	2 回	
防火扉(感知器)	2	2 回	
防火扉	1	2 回	

[鴨池緑地公園]

防火対象物	所在地 事業所名	鹿児島市鴨池新町41-1 鹿児島県立鴨池緑地球技場・庭球場	Tel.099-257-3932
消防設備名	年度間点検回数	備 考	
消火器具	機器 2 回		

イ 自家用電気工作物

(7) 対象設備

[鴨池公園]

自 家 用 電 気 工 作 物			
受 電 設 備		非 常 用 予 備 発 電 装 置	
受電設備の容量	3540KVA	発電機定格容量	100KVA
受電電圧	6600V	発電機定格電圧	220V

[鴨池緑地公園]

自 家 用 電 気 工 作 物			
受 電 設 備		非 常 用 予 備 発 電 装 置	
受電設備の容量	210KVA	—	
受電電圧	6600V		

(i) 業務内容

・ 点検の種類及び実施回数

区 分	内 容	実施回数
月次点検	・ 運転中の施設の点検及び試験	月 1 回
	・ 絶縁常時監視装置を取り付けた場合	隔月 1 回
年次点検	・ 施設の運転を停止して行う点検及び試験	年 1 回
臨時点検	・ 異常発生した場合の原因探究等	随 時
そ の 他	・ 電気工作物の設置、変更の工事期間中の工事監督	週 1 回

・ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は  
応急措置を行う。

・ 電気工作物の維持及び運用に係る指導助言

・ 電気工作物の設置工事又は変更工事の電気の保安に係る必要な指導助言

- ・ 法令に定める官庁検査の立会い並びに所轄官庁、電気事業者等への諸手続き、書類の作成等の指導及び施設図面等の整理
  - ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項及び同法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条に係る主任技術者の選任及びこれに伴う関係省庁等への手続きに関する事。
- ※ 次表に掲げる「点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」の点検、試験について、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
漏電火災警報器、昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側回路までの外観点検及び絶縁抵抗（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験

ウ エレベーター

(ア) 対象設備

保守点検の場所	機 種	数 量
鴨池陸上競技場	乗用エレベーター（三菱電機1，日立1）	2基
鴨池野球場	”（日本オーチス1）	1基

(イ) 業務内容

- ・ 機械装置の清掃、点検、注油及び調整
- ・ 異常発生連絡を受けた場合、速やかに技術員を派遣し必要な処置を行うこと。
- ・ 機械の運転に必要な部品の取替え又は修理
- ・ 技術監督員を派遣し、設備の全般にわたり精密検査を行い、かつ安全装置の機能試験を実施すること。（年1回）
- ・ 保守点検の都度、点検報告書を提出すること。
- ・ 保守点検に必要な機器及び消耗品等は、指定管理者において負担すること。

(ウ) 遠隔監視

項 目	内 容
遠隔監視体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの運行状態を遠隔監視システムにより情報センターにおいて監視する。</li> <li>・ 情報センターには24時間、受信専門員が待機し、受信業務を行う。</li> </ul>
エレベーターの運行監視及び運行データの収集、活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間運行状態を監視するとともに運行データを収集・記録し、データの分析を基に万全の予防保全を行う。</li> <li>・ 次の監視項目の信号を受信した場合は、遠隔監視による運行データを活用し、迅速かつ的確な処理を講じるとともに専門技術者を派遣する。</li> </ul>
監視項目	①閉じ込め故障 ②使用不能故障 ③着床不良 ④戸開閉不良 ⑤安全装置動作 ⑥制御系電源異常 ⑦制御用マイクロコンピュータ(CPU)異常 ⑧温度異常
直接通話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の①、②の状態になった場合、エレベーターかご内の乗客が、かご内インターホンにより情報センターの受信専門員と直接通話できるようにすること。</li> </ul> ※ 状況により情報センターの受信専門員から、かご内の乗客に向けて直接通話すること。
状態及びその場合の直接通話内容	①閉じ込め故障の場合 （自動的に直接通話ができること。） ②使用不能故障の場合 （かご内のインターホンからの呼出しにより直接通話ができること。）

(3) 一般メンテナンス業務

ア 電気・照明清掃点検

夜間照明設備の機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回、下記の対象設備の清掃・点検を行うこと。

[鴨池陸上競技場]

(ア) 対象設備

名 称	製造業者	型 式 等
照明器具等	シグニファイジャパン株式会社	夜間照明 6 基 ・LED投光器 主照明 400V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S4 BV R2 128台 ・LED投光器 主照明 400V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S5 BV R2 100台 ・LED投光器 保安灯 200V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S6 BV R2 12台 ・適合電源ユニット EVP400シリーズ LHP 1710W 220-400V E2 RDM(400V用) 228台 ・適合電源ユニット EVP400シリーズ LHP 1710W 200-242V E2 RDM JPN (200V用) 12台
	松下電工株式会社	メインスタンド上部 ・LED投光器 NNYH2476 24台 ・電源ユニット NNYH28105 24台
	岩崎電機株式会社	・電撃殺虫器 (SUS製) DWTS30223 4台
鉄塔照明制御盤 (鉄塔内設置)	丸岩工業株式会社	屋内自立形 寸法 700×2650×300 数量 8 面
メインスタンド 照明制御盤 (メインスタンド ド上部取付)	株式会社 国分電機 製作所	ステンレス防水型 寸法 2400×600×300 数量 1 面
メンテナンス盤 (鉄塔外部取付)	丸岩工業株式会社	屋外防水壁掛形 寸法 500×600×300 数量 4 面
ナイター照明 操作盤 (事務室内設置)	岩崎電機株式会社	屋内自立形 ITACS-LCシステム 寸法 550×1400×250 数量 1 面

(イ) 清掃・点検の内容

区 分	内 容
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灯体，前面ガラスの清掃</li> <li>・ 可動部の注油又はグリス注入</li> <li>・ リード線，安定器，ジョイントボックスの外観点検</li> <li>・ 灯具の角度調整の確認</li> <li>・ 灯体の発錆，損傷状況の点検</li> </ul>
照明鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄塔内部タラップの外観点検</li> <li>・ 各締付部及び溶接部の亀裂等点検</li> <li>・ 各接地線，接地端子，ケーブル，塔内灯の異常の有無，腐食状況点検</li> <li>・ 出入口扉の注油又はグリス注入</li> <li>・ 避雷針の点検整備</li> </ul>
鉄塔照明制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裏面配線及び導体の接続及び損傷等の点検</li> <li>・ 導体支持部（絶縁物）及び開閉器等並びにその付属器具の損傷，発錆状態の点検</li> <li>・ 制御ケーブル，マグネットスイッチ等の点検</li> <li>・ 各端子及び本体締付け箇所等の点検</li> <li>・ 操作盤内部の清掃及び扉の開閉状態の点検</li> <li>・ 負荷側の絶縁測定</li> </ul>



メインスタンド 照明制御盤，メ ンテナンス盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配線及び導体の接続及び損傷等の点検</li> <li>・ 導体支持部（絶縁物）及び開閉器等並びにその付属器具の損傷，発錆状態の点検</li> <li>・ 各端子及び本体締付け箇所の点検</li> <li>・ 雨水等の水漏れ等点検</li> <li>・ 盤本体の損傷，発錆の状態の点検</li> <li>・ 盤内部の清掃，扉の開閉及び施錠状態の点検，注油又はグリス注入</li> <li>・ 負荷側の絶縁測定</li> </ul>
照明主操作盤 (グラパネ含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液晶画面による個別回路の動作試験</li> <li>・ パターンSWによるパターンの動作試験</li> <li>・ 内部基板の各部電圧測定</li> <li>・ 伝送信号の出力電圧測定</li> <li>・ 光ケーブルのチェック（折れ，キズ等）</li> <li>・ グラフィックパネルの点灯試験</li> <li>・ システムバックアップ装置のバッテリー交換（2年毎）</li> <li>・ 各部コネクターの接続確認</li> <li>・ 各端子の増締</li> <li>・ 清掃</li> </ul>

〈参考〉陸上競技場夜間照明設備清掃・点検整備委託項目一覧表

番号	項 目	数 量
1	照明器具（夜間照明6基 LED投光器）	228組
2	照明器具（メインスタンド上部LED投光器）	24組
3	照明器具（夜間照明6基 保安灯）	12組
4	照明器具（殺虫器）	4台
5	照明器具（塔内灯）	40台
6	鉄塔照明制御盤	8面
7	メインスタンド照明制御盤	1面
8	メンテナンス盤	4面
9	照明主操作盤	1面
10	照度測定	清掃後 1回
11	照明点灯試験	1回
12	有料夜間試合の保守作業	随時
13	LED電子ユニット取替作業	随時
14	LEDユニット取替作業	随時
15	避雷針点検整備	4基

[鴨池野球場]

(ア) 対象設備

名 称	製造業者	型 式 等
メタルハライド ランプ照明器具 (主照明)	岩崎電気 株式会社	(器具) H563S (ランプ) MF1000 (安定器) M10B-RP2B 個 数 486組
高圧ナトリウム ランプ照明器具 (主照明)	岩崎電気 株式会社	(器具) H563S (ランプ) NH700 (安定器) NH7-CCP2B 個 数 204組
ハロゲンランプ 照明器具 (保安灯)	岩崎電気 株式会社	(器具) JDF1001S (ランプ) JD1000 個 数 12個
屋外キュービクル	㈱国分電 機製作所	屋外鋼板製キュービクル 寸 法 900×2400×2000 数 量 6面
塔上分岐分電盤	㈱国分電 機製作所	屋外鋼板製 寸 法 (一般・公式用) 1000×600×200 (プロ用) 1000×1000×200 数 量 (一般・公式用) 12面 (プロ用) 6面

照明操作盤	(株)国分電機製作所	屋内鋼板製 寸法 (電気室) 2350×800×400 (事務室) 2350×900×400 数量 (電気室) 1面 (事務室) 1面
-------	------------	--

(イ) 清掃・点検内容

区分	内容
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>灯体, 前面ガラス, 管球の清掃</li> <li>可動部の注油又はグリス注入</li> <li>リード線, ソケット, 安定器, ジョイントボックスの外観点検</li> <li>灯具の角度調整の確認</li> <li>灯体の発錆, 損傷状況の点検</li> </ul>
照明鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔本体の傾斜, 屈折, 内部タラップの外観点検</li> <li>各締付部及び溶接部の亀裂等点検</li> <li>各接地線, 接地端子, ケーブル, 塔内灯の異常の有無, 腐食状況点検</li> <li>出入口扉の注油又はグリス注入</li> <li>避雷針の点検整備</li> </ul>
屋外キュービクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏面配線及び導体の接地及び損傷等の点検</li> <li>導体支持物 (絶縁物) 及び計器, 開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆状態の点検</li> <li>制御ケーブル, マグネット, スイッチ等の点検</li> <li>各端子及び本体締付け箇所等の点検</li> <li>雨水等の水漏れ等点検</li> <li>キュービクル内の床面からの浸水の痕跡状況の点検</li> <li>キュービクル内の小動物の侵入の痕跡状況の点検</li> <li>キュービクル本体及びフェンスの損傷, 発錆の状態の点検</li> <li>キュービクル内部の清掃</li> <li>扉の開閉及び施錠状態の点検並びに注油又はグリス注入</li> <li>負荷側の絶縁測定</li> </ul>
塔上分岐分電盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>配線及び導体の接続及び損傷等の点検</li> <li>導体支持部 (絶縁物) 及び開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆状態の点検</li> <li>各端子及び本体締付け箇所等の点検</li> <li>雨水等の水漏れ等点検</li> <li>分電盤本体の損傷, 発錆の状態の点検</li> <li>分電盤内部の清掃, 扉の開閉及び施錠状態の点検, 注油又はグリス注入</li> <li>負荷側の絶縁測定</li> </ul>
照明操作盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>裏面配線及び導体の接続並びに損傷等の点検</li> <li>導体支持部 (絶縁物) 及び開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆の状態の点検</li> <li>制御ケーブル, マグネットスイッチ等の点検</li> <li>各端子及び本体締付け箇所等の点検</li> <li>操作盤内部の清掃及び扉の開閉状態の点検</li> </ul>

〈参考〉 県立鴨池野球場夜間照明設備清掃点検整備業務委託項目一覧表

番号	項目	数量	備考
1	照明器具 (メタルハライド)	486組	
2	〃 (高圧ナトリウム)	204組	
3	〃 (ハロゲン)	12個	
4	鉄塔 (避雷針含む)	6基	
5	屋外キュービクル	6面	
6	分電盤 (一般用)	6面	
7	〃 (公式用)	6面	
8	〃 (プロ用)	6面	
9	照明操作盤 (電気室)	1面	

10	〃 (事務室)	1 面	
11	絶縁抵抗測定	6 カ所	キュービクル負荷側
12	照度測定	各 1 回	清掃実施後
13	照明点灯試験	1 回	
14	有料夜間興行の保守作業	随 時	

イ 大型映像装置保守点検 (鴨池陸上競技場)

陸上競技場の大型映像装置の機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象設備の保守点検を行うこと。

㊦ 対象設備

名称	対象機器	数量	保守点検の内容
電光掲示盤 内設備	① LED表示ユニット	190 台	①点灯確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 塔時計	1 台	①動作確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	③ 45分競技時計	1 台	〃
	④ ランニングタイマー	1 台	〃
	⑤ 大型映像受信架	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	⑥ 信号端子盤	1 面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑦ 分岐盤	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃
	⑧ 分電盤	1 面	〃
	⑨ 受変電設備	1 式	①端子増締め ②接地・絶縁抵抗測定 ③保護継電器動作試験
	⑩ 空調設備	1 式	④各部位点検 ⑤配線確認 ⑥盤内清掃 ①端子増締め ②フィルター清掃 ③動作確認 ④電源電圧・電流測定 ⑤第一種特定製品の定期点検 (3年に1回)
大型映像操 作室内設備	① 大型映像制御装置	2 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	② インカム設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	③ 特殊効果装置	1 台	〃
	④ テロップ装置	1 台	〃
	⑤ 陸上競技用端末	3 台	〃
	⑥ 無停電電源装置	3 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑦ スポーツコーダー端末	2 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑧ スローリプレイ装置	1 台	〃
	⑨ ランニングタイマー操作盤	1 台	〃
	⑩ 45分競技時計操作盤	1 台	〃
	⑪ 塔時計制御器	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	⑫ モニター装置	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑬ 外部入力装置	1 台	〃
	⑭ BD/XDCAMレコーダー装置	3 台	〃
	⑮ リモートカメラ制御装置	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	⑯ カメラコントロール装置	2 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
記録室内設 備	① ネットワークアクセスユニット	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② インカムメインステーション	1 式	①清掃作業 ②動作確認
	③ 記録室ジャンクションボックス	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	④ 表示制御用端末機	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑤ サーバー用コンピュータ	1 式	〃
	⑥ 陸上競技用端末機	4 式	〃
	⑦ 無停電電源装置	5 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑧ 信号端子盤	1 面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑨ 記録室用コネクタボックス	2 面	①清掃作業 ②動作確認
	⑩ 固定巡回カメラ映像配信設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
写真判定室 内設備	① 陸上競技用端末機	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② 写真判定室用コネクタボックス	1 面	①清掃作業 ②動作確認
会議室内設 備	① 会議室用コネクタボックス	1 面	①清掃作業 ②動作確認
	② 会議室ジャンクションボックス	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	③ 簡易送出設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	④ 固定巡回カメラ映像配信設備	1 式	〃
事務室内設備	① 館内共聴設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
その他設備	① インカム機器	1 式	①清掃作業 ②動作確認
	② 中継車端子盤	1 面	〃
	③ カメラ接続盤	6 面	〃

	④ 固定回転カメラ	5 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
総合点検		1 式	システムの総合的な動作確認
電光掲示板清掃(洗浄)		1 式	外部表示パネル点検・洗浄作業
音響システム		1 式	①各アンプ・ミキサー動作確認 ②各スピーカー鳴動確認

ウ 電子機器保守点検（鴨池陸上競技場）

陸上競技場で使用する電子機器等の機能の低下を防ぎ，故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために，年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対象機器	内 容
R G B フィニッシュコーダー (ニシNMF1000V)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタート・スタンバイ機能点検</li> <li>・ 録画・再生機能点検</li> <li>・ カメラヘッド点検</li> <li>・ 計時機能点検</li> <li>・ 判定機能点検</li> <li>・ 露出制御・色調整機能点検</li> <li>・ その他の機能点検</li> <li>・ タイミングテスト</li> </ul>
R G B フィニッシュコーダー P O P (ニシNMF600D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタート・スタンバイ機能点検</li> <li>・ 録画・再生機能点検</li> <li>・ カメラヘッド点検</li> <li>・ 計時機能点検</li> <li>・ 判定機能点検</li> <li>・ 露出制御・色調整機能点検</li> <li>・ その他の機能点検</li> <li>・ タイミングテスト</li> </ul>
トリプルシグナルピストル (ニシNMS477B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ピストル動作点検</li> <li>・ ストロボ動作点検</li> <li>・ 信号出力動作点検</li> <li>・ 乾電池収納部の状態確認</li> </ul>
ピストル信号用ケーブル (ニシNMS476)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブルの損傷</li> <li>・ コネクターの状態確認</li> <li>・ ケーブルの導通確認</li> </ul>
光波距離測定装置 (ニシNMS112D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水平調整機構点検</li> <li>・ 距離計測機構点検</li> <li>・ 電装関係点検</li> <li>・ 付属品点検</li> </ul>
走幅跳，三段跳距離測定装置K G II (ニシNMS531)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観確認</li> <li>・ 計測機構，動作点検</li> <li>・ 付属機器確認</li> </ul>
電子式風力速報表示盤 (ニシNMS820)	〃
電子式周回表示盤 (ニシMS850)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示機能点検</li> <li>・ ケーブル確認</li> <li>・ 付属品，オプション品確認</li> </ul>
電子音スタート発信装置 (ニシNMS450B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制御装置動作</li> <li>・ メインピストル動作</li> <li>・ ケーブル（外観・状態）</li> <li>・ 分岐ボックス</li> <li>・ オプション・予備品</li> <li>・ ワイヤレスメガホン</li> <li>・ マイク</li> <li>・ 混合器（動作確認・外観）</li> </ul>
フィニッシュタイマー (ニシMS301)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作盤～表示盤 動作試験</li> <li>・ 表示盤動作点検</li> <li>・ ケーブル点検</li> <li>・ オプション品の動作確認</li> <li>・ 付属品，オプション品確認</li> </ul>

レーンナンバー表示盤 (ニシMS305)	〃
超音波風速計 (ニシNMS200)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観確認</li> <li>・ 計測機構, 動作点検</li> <li>・ 付属機器確認</li> <li>・ 現地設備確認</li> <li>・ 計測機構, 検査</li> <li>・ 耐久, 稼働テスト</li> </ul>
フィールド電光表示盤 (ニシMS800)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体操作パネル点検</li> <li>・ 遠隔操作盤～本体点検</li> <li>・ オンライン, ケーブル点検</li> <li>・ 付属品・その他確認</li> </ul>
スタート用拡声器 (ニシNMS281A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワイヤレスメガホン点検</li> <li>・ マイク点検</li> </ul>
デジタルフィールド制限告機 (ニシNS158C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示, 計測機能点検</li> <li>・ 外観確認</li> <li>・ ケーブル, 付属品, オプション品確認</li> </ul>
電子式距離促成装置 KG (MS531A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作部機構</li> <li>・ 外観・機能</li> <li>・ ケーブル(外観・状態)</li> <li>・ 付属品, オプション品</li> </ul>
風力速報表示盤 (MS811・821)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示機能</li> <li>・ ケーブル(外観・状態)</li> <li>・ 付属品, オプション品</li> </ul>
電子式周回表示盤 (NMS851)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示機能</li> <li>・ ケーブル(外観・状態)</li> <li>・ 付属品</li> </ul>
陸上競技大会 運営システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クライアントPC</li> <li>・ タブレットPC</li> <li>・ レーザープリンター</li> <li>・ インクジェットプリンター</li> <li>・ ウイルス感染検査</li> <li>・ 運営システムバージョンアップ等</li> </ul>

エ スコアボード保守点検 (鴨池野球場)

鴨池野球場スコアボードの機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

名称	対象機器	数量	保守点検の内容
メインスコアボード	① LED表示ユニット	144台	①点検確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 塔時計	1台	①動作確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	③ サイレン	1台	①鳴動確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	④ BSOHEFc判定表示灯	1式	①点灯確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	⑤ ランプリレー制御盤	1面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑥ 電源制御盤	1面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	⑦ 映像受信架	1台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	⑧ インターホン(スコアボード保守用)	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑨ 空調設備(スコアボード用)	1式	①端子増締め ②フィルター清掃 ③動作確認 ④電源電圧・電流測定
	⑩ 受変電設備	1式	①端子増締め ②接地・絶縁抵抗測定 ③保護継電器動作試験 ④各部部品点検 ⑤配線確認 ⑥盤内清掃
サブスコアボード	① LED表示ユニット	8台	①点灯確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 7' BSOHEFc判定表示灯	1台	①点灯確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
バックネット裏設備	① スピードガン	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② 運営用カメラ	1台	①清掃作業 ②動作確認
場外通路設備	① 施設管理用カメラ	3台	①清掃作業 ②動作確認
1, 3塁側ベンチ内設備	① 無線LAN親機(屋外用)	2台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	① スピードガン操作室	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② BSOHEFc関連操作盤	1式	〃
	③ カメラモニタ/カメラ制御機器	1式	〃
放送室内映像設備	④ 塔時計制御盤	1面	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③盤内清掃 ④動作確認

	⑤ 簡易得点操作器 (タブレット)	2 台	①清掃作業 ②充電確認 ③動作確認
	⑥ 簡易得点インタフェース装置	1 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑦ 屋内無線LAN親機/PoE+スイッチ	1 式	〃
	⑧ 得点スコア入力装置	2 台	〃
	⑨ 静止画・動画再生装置	1 台	〃
	⑩ 簡易コンテンツ表示用PC	1 台	〃
	⑪ ライブスイッチャー	1 台	〃
	⑫ 画像合成装置	1 台	〃
	⑬ 映像確認モニター	4 台	〃
	⑭ メインスコアボード用LEDビジョン制御装置	2 台	〃
	⑮ サブスコアボード用LEDビジョン制御装置	2 台	〃
	⑯ インターホン (スコアボード保守用)	1 台	〃
	⑰ 無停電電源装置	1 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
総合点検		1 式	システムの総合的な動作確認
スクリーン清掃 (洗浄)		1 式	
音響システム		1 式	①各アンプ・ミキサー動作確認 ②各スピーカー鳴動確認

オ クライミングウォール保守点検 (鴨池陸上競技場)

鴨池陸上競技場クライミングウォールの機能の低下を防ぎ、利用者に安全に利用させるため、年1回下記の点検項目について保守点検を行うこと。

対象項目	点 検 内 容 等
ホールド部分	ホールドの締め付け及び亀裂の有無、変形・摩耗の確認
	ホールド取付ボルト腐食、ネジ変形の確認
パネル部分	表面裏面のひび割れ、欠け、変形、摩耗の確認
	パネル取付ボルトの緩み、変形の確認
	パネル等清掃
	ホールド受けナット部分腐食の有無
	ホールド受けナットの回転の確認
	ホールド補充
取付金具	取付金具の変形、腐食の確認
	取付金具のボルト・ナットの緩み確認、締め付け
	溶接部外観の確認
そ の 他	支保工の変形、腐食の確認
	ハンガー変形、取付ボルトの緩み確認、締め付け
	トップロープ、ハンガー支点の摩耗の確認
	必要に応じて潤滑油等注油
	クライミングルート設定

カ 音響システム保守点検 (鴨池補助競技場)

鴨池補助競技場で使用する音響システムの機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対 象 機 器	内 容
音響システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>各アンプ・ミキサー動作確認</li> <li>各スピーカー鳴動確認</li> </ul>

(4) フィールド・グラウンド・修景施設等整備業務

各業務の実施に当たっては、別紙「運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)」の回数を下回らないこと。また、薬剤除草等については平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号の事項を遵守すること。

〔鴨池陸上競技場〕

ア トラック・フィールド

項 目	内 容
通常整備	<p>第一種公認陸上競技場・WAクラス2認証陸上競技場としての施設を維持するために必要な整備は、適時行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。</li> <li>全天候ウレタン舗装部分に欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。</li> <li>側溝蓋板表面の損傷が激しい場合は、適宜補修等を行う。</li> <li>排水溝内部の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。</li> </ul>
砂場整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂場は、適宜砂を補充する。</li> </ul>
砲丸投げ場整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>砲丸投げ場は、適宜アンツーカーを補充する。</li> <li>投てき競技の芝管理について適切に管理する。</li> </ul>
水濠整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>バー等の破損箇所は、適宜補修を行う。</li> </ul>
踏切板等取替	<ul style="list-style-type: none"> <li>踏切板等は、競技に支障がある場合、速やかに取り替える。</li> </ul>

イ 芝生地

項 目	内 容
刈り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>芝生内にある小石、空き缶、障害物は取り除く。</li> <li>施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しが無いよう均一に刈り込む。</li> <li>刈り込み高は、フィールド内で1.5cm～3.0cmで状況により判断する。</li> <li>施設周辺で、機械刈りが不十分な場所は手刈りとする。</li> <li>刈り取った芝は、レーキ、ホーク等で丁寧に回数多く引っ掻き、枯れ葉、枯茎（サッチ）も除去し速やかに場外処分する。</li> </ul>
施肥	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の肥料を芝生にむらなく均一に散布する。</li> <li>化成肥料割合 N:P:K=15:15:15と8:8:8とする。</li> <li>降雨直後等で葉面が濡れている場合は散布しない。</li> </ul>
目土散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>目土用砂は種子島産山砂又はこれと同質以上のものとする。</li> <li>目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、ふるい分けしたものとする。</li> <li>主に凹地に散布し、不陸をとりながらトンボ等で整地する。</li> <li>フィールド内については、平均0.5cmを目安に均一に散布する。</li> </ul>
耳切り	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほふく茎が侵入しないようにするため、鋏等で切り込み、スコップ等でせん除する。</li> <li>切り取った芝は速やかに場外処分する。</li> </ul>
補植	<ul style="list-style-type: none"> <li>補植箇所は、深さ15cm程度まで床土を交換したうえ沈下防止のため、よく転圧する。</li> <li>張り芝に当たっては、周辺と同じ高さになるように目土で調整し、張り芝後目土を良く散布し冠水する。</li> </ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃日は、原則として各種大会等の翌日とし、午前中までに作業を終える。</li> </ul>
薬剤除草及び殺虫剤散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施に当たり、対象となる雑草の種類、育成段階（発芽期、盛期）にあたり除草剤に対する性質や使用する除草剤の使用法、実施日及び来園者への周知徹底方法について留意すること。</li> <li>散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。</li> <li>希釈液は指定の濃度となるよう正確に混合し、指定量をむらなく均一に散布する。</li> <li>芝生内の来園者等に薬剤が掛からないように注意する。（除草）</li> <li>除草剤を散布し、枯死しなかった雑草でチガヤ、コブシを中心に除草器具を用いて根から抜き取る。</li> <li>抜き取った雑草は速やかに場外処分する。</li> </ul>

〔鴨池野球場及び屋内・屋外ピッチング練習場〕

ア 内野

項 目	内 容
通常整備	<p>クレイ表面に損傷をきたし、使用頻度の激しい箇所ほど破壊が大きくなる。このための整備方法は以下のとおりとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チリ，小石などをあらかじめ取り除く。</li> <li>・ 乾燥している場合は表面が湿気を帯びるよう散水を行う。</li> <li>・ 損傷の激しい部分については，レーキ等により軽く表土を掻き起こし均し板で表面を転圧しながら平坦化する。</li> <li>・ トラックに木枠を取り付け表面の砂を均等に分散させる。</li> <li>・ 塁間，ホームベース周辺，ファール部分などにラインを引く。</li> </ul>
苦汁散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備方法は通常の実備のとおりとする。</li> <li>・ 苦汁の材料は塩化マグネシウムとし，所定の量を均一に散布する。（苦汁は空中の水分を吸収し潮解して表土の湿度を保ち，乾燥を防止する）</li> <li>・ 内野部分の芝生に散布しないよう留意する。</li> </ul>
混和土	<p>(黒土)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混和土に使用する黒土は鹿屋産又はこれと同質以上のもので，植物に適した良質土であり，雑草，ゴミ，小石などの夾雑物を含まないものでふるいにかけてのものとする。 なお，良質土とは，一般的に粘土分が少なく色は黒色から褐色までとする。</li> </ul> <p>(砂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂は，強硬，耐久性，清浄で，ゴミ，泥等を含まないもの。有機不純物は，J I S A 1 1 0 5に合格するもので，荒目砂とし，ふるいにかけてのものとする。</li> <li>・ 混和土の混合比 黒土及び砂の1 m<sup>3</sup>当たりの混合比は，概ね黒土：砂＝6：4とする。</li> </ul>
混和土補充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主としてピッチャーマウンド，ホームベース，各塁間周辺における凹地などに混和土を補充する。</li> <li>・ 補充に当たっての実備方法は，内野の通常整備に準じて行う。</li> </ul>
転圧	<p>表面がスパイク等で掻き起こされたり，降雨等により硬度が不足した表層を締め固め，コンディションを回復させるため次のような手順により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本作業は，通常整備，苦汁散布及び混和土補充と合成作業で行う。</li> <li>・ 使用機械は0.3t～1.0tの締め固めローラーとする。</li> <li>・ 転圧回数は，乾燥している場合を除き塁間で3回程度，その他の場所では2回程度それぞれ機械転圧する。</li> <li>・ 降雨直後など，含水比の高い時期に転圧を行うと表層土がずれたり，ひび割れの原因となるので行わない。</li> </ul>
プレートベースの取り替え	取り替え時期については，競技に支障がないよう適宜取り替える。
ポイントセット	ホームベース，各塁間及びファールライン等について検測を行う。

#### イ 外周路

項目	内 容
通常整備	内野の通常整備と同様とする。なお，機械使用に当たっては，芝生及び擁壁等の施設を損傷しないようにする。
アンツーカー補充	内野の混和土補充と同様とする。主として降雨により凹地となった部分にアンツーカーを補充する。
苦汁散布	内野の苦汁散布と同様とする。
転 圧	内野の機械転圧と同様とする。なお，転圧回数は1回程度とする。

#### ウ 屋内・屋外ピッチング練習場

項目	内 容
通常整備	鴨池野球場の通常整備に準じて行う。
苦汁散布	
混和土補充	



エ 内野改修

土壌構造が破壊されて土粒子の密度が小さくなり、粘着性が失われ、表層の粘結度や硬度が低下するため、以下の手順により改修を行う。

なお、あらかじめプロクターニードル貫入試験により抵抗値を調査しておく。

項目	内容
火山灰等の処分	・ 表層に堆積している火山灰等を約 2 cm 程度すきとり場外処分する。
掘り起こし	・ 表土を約 10 cm 程度掘り起こし砕土する。なお、深耕すると、中層を損傷する恐れがあるので注意する。
敷き均し及び混合	・ 測量により、仕上げ予定の高さ、勾配を決定する。高さ、勾配は原則として野球ルールのとおりとする。 ・ 混和土を運搬し、2.8 cm/m <sup>2</sup> を敷き均し、既表土になじませるよう耕運機にて混合、切り返しを行う。
転圧及び不陸調整	・ 3 tブルドーザー等により全体の不陸調整を行う。 ・ 締め堅めはガイドローラー（1 t 程度）で行い、縦横交互に幅をダブらせて数回行う。 なお、細部の不陸は人力で十分に行い平坦性を高める。 ・ 苦汁及び化粧砂を散布し、仕上げ転圧ブラシ掛けを行う。 なお、化粧砂は細目砂とし、強硬、耐久力、清浄でゴミを含まないもので、有機不純物は J I S A 1 1 0 5 の規定に合格するものとする。
貫入試験	・ 施行後 10 日間以上経過してから 2～3ヶ所プロクターニードル貫入試験により抵抗値を測定する。 ・ 抵抗値は 30 Ib～60 Ib 以内とする。 ・ 試験条件は以下のとおり。 ① 貫入面積 径 6.4 mm ② 貫入速度 2.54 mm/sec ③ 貫入量 25.4 mm

オ 外野及びスタンド芝生

鴨池陸上競技場の芝生地の整備に準じて行う。

〔鴨池補助競技場〕

ア トラック・フィールド

項目	内容
通常整備	第三種公認陸上競技場としての施設を維持するために必要な整備は、適時行うこと。 ・ 全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。 ・ 全天候ウレタン舗装部分に欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。 ・ 側溝蓋板表面の損傷が激しい場合は、適宜補修等を行う。 ・ 排水溝内部の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
砂場整備	・ 砂場は、適宜砂を補充する。
砲丸投げ場整備	・ 砲丸投げ場は、適宜アンツーカーを補充する。
槍、円盤投げ整備	・ 投てき競技後の芝管理について適切に管理する。
踏切板等取替	・ 踏切板等は、競技に支障がある場合、速やかに取り替える。

イ 芝生地

鴨池陸上競技場の芝生地管理に準じて行う。

〔鴨池庭球場〕

項目	内容
通常整備	・ チリ、小石等はあらかじめ取り除く。 ・ 全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。 ・ 全天候ウレタン舗装部分の欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。 ・ 排水溝付近の泥・コート火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
補修	・ ラインが消耗している箇所を補修する。

スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。</li> <li>刈り込み高 1.5 cm</li> </ul>
--------	---

#### 〔鴨池緑地球技場〕

項 目	内 容
通常整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水溝付近及びグラウンドのゴミ等は速やかに場外処分する。</li> <li>降灰時は、火山灰を除去する。</li> <li>特に傷んでいる箇所は部分的に補修を行う。</li> </ul>
人工芝整備 (清掃含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工芝用スーパーにより、6ヶ月に1回、清掃（芝切れカス除去等）とブラッシングを行う。</li> <li>人工芝用バーチクルームにより、年に1回、充填材のほぐしを行う。</li> <li>ノンサンド人工芝（充填材流出止め用）に堆積した充填材を2ヶ月に1度、スーパー等により回収等する。</li> <li>充填材の補充を年に1回行う。</li> </ul>
スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。</li> <li>刈り込み高 1.5 cm</li> </ul>

#### 〔鴨池緑地庭球場〕

項 目	内 容
通常整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>チリ、小石等はあらかじめ取り除く。</li> <li>コート内を水洗いする。</li> <li>排水溝付近の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。</li> </ul>
補 修	<ul style="list-style-type: none"> <li>テニスコートの舗装面のうち特にヒビ割れ等痛みの著しい部分の補修を行う。</li> <li>サンドペーパー等により補修箇所を研磨する。所定の塗料を塗布する。</li> </ul>
スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。</li> <li>刈り込み高 1.5 cm</li> </ul>

#### 〔その他〕

ア タイヤローラー、フォークリフト等県からの貸与機械については、別途使用日誌に記入することとし、整備点検及び燃料等の補給は使用者の責任で行う。

イ 陸上競技場及び補助競技場のフィールド芝管理は冬芝のオーバーシーディング方式を採用しているため、年間管理を計画的に実施すること。

特に春季ランジッション、秋季の播種管理は万全を期すこと。

### 9 事業報告書等

(1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に、又は県教育委員会が必要と認めるときに、以下の内容の事業報告書を提出すること。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 運動施設の利用状況
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理業務の経理状況（収支決算）
- オ その他県教育委員会が別に指示する事項

(2) 県教育委員会は、定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

### 10 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は、利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならない。

### 11 名簿等の提出

管理業務従事者については、県教育委員会に名簿を提出することとし、従事者に変更があった場合も、同様とする。

### 12 公園施設の利用及び管理用具

指定管理者は公園施設内の施設設備・備品を無償で利用できるものとする。ただし、公園施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお、県教育委員会が備え付けた備品等の更新は、県教育委員会負担で行うものとし、それ以外の業務の用に供する備品等の購入については、指定管理者の負担とする。

### 13 管理業務費に係る書類

管理業務費については，他の経費と区分して経理し，関係書類を各事業年度終了後5年間は保存すること。

### 14 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては，この仕様書によるほか，公園条例，鴨池条例，公園規則，鴨池規則その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか，指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

(別紙)

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その1

区分	項目		年度間 実施回数	区分	項目		年度間 実施回数			
陸上競技場	走路等管理	砲丸投げ場	通常整備	12	走路等管理	砲丸投げ場	通常整備	12		
			苦汁散布	3			苦汁散布	3		
			アンツーカ補充	5			アンツーカ補充	5		
		跳躍場	通常整備	27		跳躍場	通常整備	27		
			踏切板取替	1			踏切板取替	1		
		走路水洗い		2		走路水洗い		2		
	槍, 円盤投げ場		12	槍, 円盤投げ場		12				
	フィールド芝管理	フイールド	芝生補植	1	フイールド	芝生補植	1			
			施肥	11		施肥	11			
			集草運搬	2		集草運搬	2			
			目土散布	2		目土散布	2			
			芝生切込	3		芝生切込	3			
			散水	※ 33		散水	※ 33			
			殺虫剤散布	※ 6		殺虫剤散布	※ 6			
			除草	1		除草	1			
			芝生刈込	54		芝生刈込	54			
			転圧	4		転圧	4			
			エアレーション	2		エアレーション	2			
			殺菌剤散布	4		殺菌剤散布	4			
			液肥	4		液肥	4			
			バーチカルカット			1	バーチカルカット		1	
			オバシイング	オバシイング		芝生刈込	1	オバシイング	芝生刈込	1
						バーチカルカット	1		バーチカルカット	1
						播種	1		播種	1
						擦り込み	1		擦り込み	1
						追肥	1		追肥	1
						ドロップシーダー	1		ドロップシーダー	1
	目土散布	1			目土散布	1				
	転圧	1			転圧	1				
	施肥	1	施肥	1						
	散水	1	散水	1						
	スタンド芝管理	スタンド芝管理	芝生刈込	6	スタンド芝管理	アウトフィールドの芝管理については、鴨池陸上競技場のスタンド芝管理に準じて行う。				
			施肥	2						
目土散布			1							
芝生切込			1							
除草			2							
清掃			12							
除草剤散布			3							
殺虫剤散布	1									
コート	コート	通常整備	24	コート	通常整備	24				
		清掃	12		清掃	12				
		補修	随時		補修	随時				

※散水及び殺虫剤散布（※部分）については、天候状況や害虫発生状況により随時行う。

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その2

区分	項目	年度間 実施回数	区分	項目	年度間 実施回数			
野	内野整備	通常整備	緑 地 球 技 術 場 ・ 庭 球 場	フ ィ ー ル ド	通常整備	48		
		苦汁散布			8	ブラッシング（芝立て等）	2	
		混和土補充			20	充填材ほぐし	1	
		転圧			20	流出充填材の回収等	6	
		ピッチャプレート・ベース取替			4	充填材の補充	1	
		ポイントセット			2	ポイントセット(ソフトボール)	1	
		内野改修			1	庭球場 改修	1	
	外周路管理	通常整備		175	庭球場 通常整備	24		
		アンツーカー補充		6	舗装補修	1		
		苦汁散布		3	ライン引き	1		
		転圧		15	芝生刈込	4		
	球	外野芝生管理		芝生刈込	ス タ ン ド 芝	施肥	2	
				施肥		9	目土散布	1
				目土散布		1	芝生切込	1
芝生切込			4	除草		4		
清掃			12	清掃		12		
散水			※ 8	散水		※ 2		
除草剤散布			3					
殺虫剤散布			※ 5					
殺菌剤散布			3					
芝生補植			1					
場	集草運搬	2						
		芝生刈込	4					
	スタンド芝管理	施肥	2					
		目土散布	1					
		芝生切込	1					
		除草	1					
		清掃	12					
		除草剤散布	3					
		通常整備	15					
	屋外P場管理	苦汁散布	3					
		混和土補充	6					
		転圧	6					
		ピッチャプレート・ベース取替	1					
	屋外B管理	通常整備	20					
苦汁散布		3						
混和土補充		16						
転圧		16						
ブルペン	通常整備	20						
	苦汁散布	3						
	混和土補充	5						
	転圧	5						

※散水及び殺虫剤散布（※部分）については、天候状況や害虫発生状況により随時行う。

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その3

区分	種別	数量	単位	年度間実施回数	区分	種別	数量	単位	年度間実施回数		
鴨池公園	芝生管理	目土散布	3,800	m <sup>2</sup>	1	鴨池緑地公園	芝生管理	目土散布	7,200	m <sup>2</sup>	1
		芝刈	13,970	m <sup>2</sup>	6			芝刈	24,000	m <sup>2</sup>	6
		施肥	13,970	m <sup>2</sup>	2			施肥	24,000	m <sup>2</sup>	2
		除草	13,970	m <sup>2</sup>	3			除草	24,000	m <sup>2</sup>	3
		芝生縁切	3,000	m <sup>2</sup>	1			芝生縁切	3,940	m <sup>2</sup>	1
	樹木施肥	ヤシ類	68	本	1		樹木施肥	ヤシ類	23	本	1
		和・高木	557	本	1			和・高木	210	本	1
		和・中木	343	本	1			和・中木	4,800	本	1
		和・下木	16,177	本	1			和・下木	13,420	本	1
		ソテツ	39	本	1						
	樹木剪定	ヤシ類	68	本	1		樹木剪定	ヤシ類	23	本	1
		ヤシ枯葉	410	本	1			ヤシ枯葉	168	本	1
		和・高木	557	本	1			和・高木	210	本	1
		和・中木	343	本	1			和・中木	4,800	本	1
和・下木		16,177	本	2	和・下木	13,420		本	2		
樹木薬剤散布	生垣	59	m	1	樹木薬剤散布	生垣	100	m	1		
	ソテツ	39	本	1		キョウチクトウ	120	本	1		
	和・高木	557	本	2		和・高木	210	本	2		
	和・中木	343	本	2		和・中木	4,800	本	2		
除草	和・下木	16,177	本	2	除草	和・下木	13,420	本	2		
	和・下木	8,088	本	1		和・下木	7,000	本	1		
定植	植込等	16,308	m <sup>2</sup>	適宜	除草	植込	4,800	m <sup>2</sup>	適宜		
清掃	花壇	21.4	m <sup>2</sup>	適宜	清掃	灰皿清掃	8	個	毎日		
	灰皿清掃	8	個	毎日		巡視	313	回	313		
	巡視	313	回	313		塵処理	—	—	18		
	塵処理	—	—	18		降灰清掃	—	—	4		
	降灰清掃	—	—	4							

※ ヤシオオオサゾウムシ等の害虫駆除を含む。

## 管理業務仕様書Ⅲ

鹿児島県総合体育センター体育館

鹿児島県総合体育センター武道館

鹿児島県教育庁保健体育課

## 目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる運動施設の名称及び所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 休館日及び利用時間	1
5 利用料金	1
6 管理業務の内容	1
7 維持管理業務の基準	2
8 事業報告書等	9
9 管理員の服装等	9
10 名簿等の提出	9
11 運動施設の利用及び管理用具	9
12 管理業務費に係る書類	9
13 その他	9
(別紙) 運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)	10



この仕様書は、鹿児島県総合体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 20 号。以下「センター条例」という。）に定める運動施設（以下「運動施設」という。）の管理業務に関するものであり、以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

## 1 管理業務の対象となる運動施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県総合体育センター体育館	鹿児島市下荒田四丁目 48 番 1 号
鹿児島県総合体育センター武道館	鹿児島市与次郎一丁目 4 番 20 号

## 2 業務の名称

鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館管理業務

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

## 4 休館日及び利用時間

センター条例第 7 条及び第 8 条に定めるとおりであるが、サービス向上の観点から、条例上の休館日（火曜日）を開館するなど可能な限り休館日を設けず、利用時間を拡大した運営を行うこと。

## 5 利用料金

センター条例第 11 条の規定によるものとする。

## 6 管理業務の内容

運動施設の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し、以下の業務を行うこと。  
なお、管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し、組織体制の保持、職員の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

### (1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付、予約及び指導（予約取消し及び無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（運動施設の施設又は附属施設若しくは器具（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。以下同じ。）の徴収、減額又は免除、返還等
- ・ 施設等の利用調整
- ・ 施設等の開錠、施錠及び各種鍵の保管、收受
- ・ 利用券の管理、集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領、処理及び業務日誌、行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 運動施設に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会、行事等の確認及び運動施設の利用促進活動
- ・ 事故、台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗、県旗等の掲揚・降納
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること

### (2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

### (3) 維持・管理

施設等は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、常に整備、点検を行い、必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

## ア 共通項目

- 運動施設内外の巡視・点検・清掃  
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに、必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ、樹木のせん定等を行う。なお、巡視については、機械警備での対応も可能とする。
- 施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等  
施設、設備、備品等の軽微な営繕補修を行う。  
なお、軽微な営繕補修とは、1件30万円未満の補修等で、破損又は故障した施設、設備、備品等を原状に復旧する行為を言う。
- 備品の点検・管理及び貸出・返却  
なお、備品とは形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐える物品であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- 消耗品の補充・更新及び管理、貸出・返却  
なお、消耗品とは、短期間の使用によって消耗され、又はその効力を失う物品（トイレトーパー、事務用品等）並びに形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（折りたたみ机、柔道畳、タンマ台等）であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- 会場設営等  
競技会、各種大会等の主催者と事前に協議し、会場設営等を行う。
- 消防設備、自家用電気工作物、エレベーター、自動ドア及び貯水槽等の法定点検
- 電気、照明及び空調、電話等設備の操作・メンテナンス

## イ 個別項目

### 〔体育館〕

項目	内容
通常整備	施設設備が古いため雨漏り、壁面破損等、また、危険箇所がないか、常時確認し、適時補修を行う。 体操競技をはじめとする各種競技の備品は、安全点検等を常時行い、必要ならば補修を行う。
フロア	フロア面は1年に1回はウレタン樹脂塗装並びにライン修復のリフォームを行う。
研修棟	二階の宿泊室の畳は、破損・よごれが著しく激しい場合は、畳表替え等補修を行う。

### 〔武道館〕

項目	内容
通常整備	施設設備が古いため雨漏り、壁面破損等、また、危険箇所がないか、常時確認し、適時補修を行う。
フロア	剣道場及び弓道場のフロア面は2年に1回はウレタン樹脂塗装を行う。
柔道場	畳は、破損・よごれが著しく激しい場合は、補修を行う。
弓道場	近的・遠的の芝生値の芝刈り、目土入れ、散水、サッチ拾い、生育病害虫対策のための必要な措置(肥料・薬剤散布等)は随時行う。

## 7 維持管理業務の基準

### (1) 施設等清掃業務

利用者が気持ちよく施設等を利用できるよう、また施設等を常に清潔に維持し運用の万全を期するために、以下により清掃を行うこと。

#### ア 清掃方法

区分	内容
じゅうたん床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>真空掃除機でじんかい吸い取り</li> <li>汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ</li> </ul>
タイル張り床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>中性洗剤で拭き上げ</li> <li>ワックス塗布（年3回）</li> <li>電気ポリッシャーで研磨（年3回）</li> <li>特に汚れのひどい場合洗浄</li> </ul>
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥毛払いでホコリ払い</li> <li>クリーナー液で拭き上げ</li> <li>汚染箇所は洗剤液で拭き上げ</li> </ul>
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗剤液又は水で拭き上げ</li> <li>乾拭き仕上げ</li> </ul>

イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及び ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>拭き掃除</li> <li>扉の水洗い及び乾拭き</li> <li>床の水撒き</li> </ul>
手洗い及び便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の水洗い</li> <li>鏡及び出入口は乾拭き</li> <li>大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合）</li> <li>紙屑入及び汚物入の内容物の回収、処理及び消毒</li> <li>金属部の乾拭き磨き</li> <li>手洗器の洗剤洗い</li> <li>年1回以上の尿石除去実施</li> </ul>
各室、各階廊下 及び階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>掃き掃除</li> <li>化学モップ等による拭き掃除</li> <li>特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄</li> <li>窓枠等の乾拭き</li> </ul>
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面の掃き掃除</li> <li>流しの洗剤による洗浄及び茶がら等処理</li> </ul>

ウ 個別清掃内訳（実施回数）

[ 武道館 (2,177.98 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
1 階玄関出入口及びホール	63.03	1 日 1 回	
事務室	15.48	1 週 1 回	
トレーニング室	197.26	1 日 1 回	
シャワー・男子更衣室	50.46	〃	
シャワー・女子更衣室	14.75	〃	
男子・女子便所	18.90	〃	
医務室	19.64	1 週 1 回	
小 計	379.52		
2 階事務室	135.00	1 週 1 回	ごみ処理毎日
会議室	135.00	〃	
湯沸室	18.00	1 日 1 回	
便 所	25.20	〃	
柔道場	491.43	1 週 1 回	
師範室	10.36	〃	
選手控室 (B)	10.08	〃	
小 計	825.07		
3 階剣道場	491.43	1 週 1 回	
師範室	10.36	〃	
選手控室 (A・B)	28.22	〃	
便所	25.20	1 日 1 回	
小 計	555.21		
各廊下及び階段	418.18	1 日 1 回	
小 計	418.18		

[ 弓道場 (361.82 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
内玄関及び玄関	12.00	1 週 1 回	
役員控室・巻藁道場	296.36	〃	
射場・審査室・湯沸室			
男子更衣室	31.28	1 日 1 回	
女子更衣室	12.25	〃	
便 所	9.93	〃	

[ 体育館 (841.83 m<sup>2</sup>) ]

清 掃 個 所	面 積 (m <sup>2</sup> )	清 掃 回 数	備 考
本館事務室	24.00	1 週 1 回	
貴賓室	48.00	1 月 1 回	
医務室	40.00	1 週 1 回	
男子更衣・シャワー室	110.00	1 日 1 回	
女子更衣・シャワー室	110.00	〃	
便 所 (6 箇所)	282.42	〃	本館 2 F 便所は 1 月 1 回 (102.0 m <sup>2</sup> )
補助体育館便所	12.50	〃	
研修室会議室 1・2	112.60	1 週 1 回	
研修室宿泊室 1・2	77.04	〃	
研修室便所 (2 箇所)	12.57	1 日 1 回	
研修室洗面所	12.70	〃	

(2) 法定保守点検業務

ア 消防設備

[ 武道館 ]

防 火 対 象 物	所 在 地	鹿 児 島 市 与 次 郎 一 丁 目 4 番 2 0 号 鹿 児 島 県 総 合 体 育 セ ン タ ー 武 道 館 TEL099-255-0146
消 防 設 備 名	年 度 間 点 検 回 数	備 考
消火器具	機 器 2 回	
屋 内 消 火 栓 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
非 常 警 報 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
誘 導 灯 設 備	機 器 2 回	

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小型消火器 (除車載式)	23本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考	
加 圧 送 水 装 置	ポンプモーター	1 組	2 回	1 回	
	エ ン ジ ン	一 台	一 回	一 回	
操 作 盤	1 台	2 回	1 回		
屋 内 消 火 栓	6 基	2 回	1 回		
起 動 用 ス イ ッ チ	6 基	2 回	1 回		
表 示 灯	6 基	2 回	1 回		

自動火災報知設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	
機 械 名	摘 要			
受 信 機 P-1 級	10 回線まで	9/10	2 回	1 回
	11 回線以上	—	— 回	— 回
差 動 式 分 布 型 感 知 器	1~50 個	4	2 回	1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (差 動 式・補 償 式)	1~50 個	50	2 回	1 回
	51~100 個	10	2 回	1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (定 温 式)	1~50 個	5	2 回	1 回
煙 感 知 器		5	2 回	1 回
発 信 器 P-1/P-2 級		6	2 回	1 回
地 区 音 響 装 置		6	2 回	1 回
消 火 栓 起 動 装 置		1	2 回	1 回
専 用 電 源	交 流 電 源	1	2 回	1 回
予 備 又 は 非 常 電 源	蓄 電 池 設 備	1	2 回	1 回

非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
ア ン プ 点 検	1	2 回	1 回	120W
ス ピ ー カ ー	25	2 回	1 回	
非 常 用 予 備 電 源	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘 導 灯 (小・中)	18	2 回	

[体育館]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿 児 島 市 下 荒 田 四 丁 目 4 7 番 1 号 鹿 児 島 県 総 合 体 育 セ ン タ ー 体 育 館 TEL099-254-5155		
消 防 設 備 名	年 度 間 点 検 回 数	備 考		
消 火 器 具	機 器 2 回			
屋 内 消 火 栓 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回			
自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回			
非 常 警 報 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回			
誘 導 灯 設 備	機 器 2 回			

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小 型 消 火 器 (除 車 載 式)	32 本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
加 圧 送 水 装 置	ポ ン プ モ ー タ ー 1 組 エ ン ジ ン 1 台	2 回 2 回	1 回 1 回	
操 作 盤	1 台	2 回	1 回	
屋 内 消 火 栓	10 基	2 回	1 回	
起 動 用 ス イ ッ チ	10 基	2 回	1 回	
表 示 灯	10 基	2 回	1 回	

自動火災報知設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
機 械 名 摘 要			
受 信 機 P-1 級	10 回線まで 11 回線以上	10/10 14/15	2 回 2 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (差 動 式・補 償 式)	1~50 個 51~100 個	50 24	2 回 2 回
〃 (定 温 式)	1~50 個	5	2 回
煙 感 知 器	1~50 個 51~100 個 光 電 分 離 型 個	50 11 4	2 回 2 回 2 回
発 信 機 P-1/P-2 級		14	2 回
地 区 音 響 装 置		16	2 回
消 火 栓 起 動 装 置		1	2 回
専 用 電 源	交 流 電 源	1	2 回
予 備 又 は 非 常 電 源	蓄 電 池 設 備	1	2 回

### 非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
ア ン プ 点 検	1	2 回	1 回	120W
ス ピ ー カ ー	2 1	2 回	1 回	
非 常 用 予 備 電 源	1	2 回	1 回	

### 誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘 導 灯 (小・中)	6 1	2 回	
〃 (大)	1 4	2 回	
誘 導 標 識	1 7	2 回	

## イ 自家用電気工作物

### (ア) 対象設備

#### [武道館]

自 家 用 電 気 工 作 物	
受 電 設 備	非 常 用 予 備 発 電 装 置
受電設備の容量	1 9 5 K V A
受電電圧	6 6 0 0 V

#### [体育館]

自 家 用 電 気 工 作 物	
受 電 設 備	非 常 用 予 備 発 電 装 置
受電設備の容量	9 0 0 K V A
受電電圧	6 6 0 0 V

### (イ) 業務内容

- 点検の種類及び実施回数

区 分	内 容	実施回数
月次点検	・ 運転中の施設の点検及び試験	月 1 回
	・ 絶縁常時監視装置を取り付けた場合	隔月 1 回
年次点検	・ 施設の運転を停止して行う点検及び試験	年 1 回
臨時点検	・ 異常発生した場合の原因探究等	随 時
そ の 他	・ 電気工作物の設置, 変更の工事期間中の工事監督	週 1 回

- ・ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し, 又は発生するおそれがある場合は応急措置を行う。
- ・ 電気工作物の維持及び運用に係る指導助言
- ・ 電気工作物の設置工事又は変更工事の電気の保安に係る必要な指導助言
- ・ 法令に定める官庁検査の立会い並びに所轄官庁, 電気事業者等への諸手続, 書類の作成等の指導及び施設図面等の整理
- ・ 電気事業法第 43 条第 1 項及び同法施行規則第 52 条に係る主任技術者の選任及びこれに伴う関係省庁等への手続に関する事。

※ 次表に掲げる「点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」の点検, 試験について, 電気工事業者, 電気機器製造業者等に依頼して行う。

#### 点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電 気 工 作 物 の 種 類	実 施 し な い 点 検 又 は 試 験
漏電火災警報器, 昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の 1 次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗 (実施可能なものに限り) 以外の点検及び試験

移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時，電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験

### ウ エレベーター

#### (ア) 対象設備

保守点検の場所	機 種	数 量
体 育 館	乗用エレベーター	1 基

#### (イ) 業務内容

管理業務仕様書Ⅱのエレベーター点検業務に準じて行う。

#### (ロ) 遠隔監視

管理業務仕様書Ⅱの監視内容に準じて行う。

### (3) 一般メンテナンス業務

#### ア 電気・照明清掃点検

夜間照明設備の機能の低下を防ぎ，故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために，年1回，対象機器の清掃・点検を行うこと。

#### イ 体育館空調設備保守点検

体育館空調設備の機能の低下を防ぎ，故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために，年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対 象 機 器	内 容
冷温水発生機	冷房切替点検整備試験運転調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体整備付属バルブ切替</li> <li>・ 冷却水系水張り</li> <li>・ 保安装置点検確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各サーモスタット関係確認</li> <li>② 各圧スイッチ関係確認</li> <li>③ 各レベルスイッチ確認</li> <li>④ 補機保安装置確認</li> </ol> </li> <li>・ 電気設備               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気回路動力絶縁測定</li> <li>② 各設定確認</li> <li>③ 模擬動作確認</li> </ol> </li> <li>・ バーナー関係確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火炎検出器清掃</li> <li>② 点火装置点検清掃</li> <li>③ ガス配管ストレーナ（分解清掃）</li> <li>④ 配管部漏洩試験</li> <li>⑤ 各遮断弁の内洩れ試験</li> </ol> </li> </ul>
溶液分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溶液サンプリング</li> <li>・ 溶液濃度調整</li> </ul>
巡回点検	（冷房時期2回，暖房時期2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常運転状況確認</li> <li>・ 抽気</li> <li>・ 溶液サンプル簡易分析試験</li> </ul>
暖房切替点検整備試験運転調整	〈暖房切替点検整備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体整備付属バルブ切替</li> <li>・ 冷却水系水ブロー</li> <li>・ 保安装置点検確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各サーモスタット関係確認</li> <li>② 各圧力スイッチ関係確認</li> <li>③ 各レベルスイッチ確認</li> <li>④ 補機保安装置確認</li> </ol> </li> </ul> 〈電気設備〉

対 象 機 器	内 容
暖房切替点検整備試験運転調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気回路動力絶縁測定</li> <li>各設定確認</li> <li>模擬動作確認</li> <li>〈バーナー関係確認〉</li> <li>火炎検出器清掃</li> <li>点火装置点検清掃</li> <li>ガス配管ストレーナ（分解清掃）</li> <li>配管部漏洩試験</li> <li>各遮断弁の内洩れ試験</li> <li>〈暖房試運転調整〉</li> <li>各保安装置動作確認</li> <li>自動制御装置確認</li> <li>燃焼確認及び調整</li> <li>抽気操作（真空ポンプ使用）</li> <li>総合運転調整及びデータ作成</li> </ul>
チューブ清掃 (吸収器, 凝縮器, 蒸発器)冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外カバー等取外し</li> <li>水室チューブ内の水排出</li> <li>各水室カバー取外し</li> <li>各器, チューブ, 毛ブラシ洗浄</li> <li>各器, チューブ, 水洗浄</li> <li>各水室タールエポキシ塗装</li> <li>各水室復旧作業</li> <li>屋外カバー等取付け・冷却塔内外見点検</li> <li>Vベルトファン散水装置ボールタップ調整</li> <li>モータ等絶縁測定</li> <li>散水装置, 水槽, ストレーナの点検清掃</li> <li>配管ストレーナ分解清掃</li> <li>試運転調整（冷房シーズン前）</li> </ul>
冷温水ポンプ, 冷却水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧電流値測定, 絶縁測定（端子増締め含む）</li> <li>ポンプ運転データ作成</li> <li>カップリング芯出し調整</li> <li>ランドパッキン取替</li> <li>受部の状況チェック, 油補給（外観目視チェック）</li> </ul>
ガスブースター	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス漏れ試験</li> </ul>
パッケージエアコン (PAC-1, PAC-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転状況確認</li> <li>フィルター清掃</li> </ul>
エアーハンドリングユニット (ACU-1, ACU-2, ACU-3, ACU-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルター清掃</li> </ul>
館内空調ダクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダクト清掃</li> </ul>
蒸気発生装置（年2回実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>窒素酸化物測定</li> <li>ばい塵測定</li> </ul>

(4) フィールド・グラウンド等整備業務

各業務の実施に当たっては、別紙「運動施設管理業務（年度間実施回数）」の回数を下回らないこと。また、薬剤除草等については平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号の事項を遵守すること。

〔体育館〕

項 目	内 容
アスファルト	チリ, 小石等は取り除き, 車両等に支障のないように常に整備すること。
樹木植込	景観等周辺環境を考慮し, 敷地内樹木の剪定を適時行い, 常に整備すること。



## 〔弓道場〕

項 目	内 容
通常整備	・ チリ，小石等はあらかじめ取り除く。
混和土補充（A）	・ 管理業務仕様書Ⅱの野球場内野整備に準じて行う。
混和土補充（B）	・ 的場部分ののこくずを加えた混和土を入れ替える。
改修	・ 表層を概ね 50 cm 切崩し，のこくずを加え築立てを行う。

### 8 事業報告書等

- (1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に，又は県教育委員会が必要と認めるときに，以下の内容の事業報告書を提出すること。
  - ア 管理業務の実施状況
  - イ 運動施設の利用状況
  - ウ 利用料金の収入実績
  - エ 管理業務の経理状況（収支決算）
  - オ 修繕料の執行状況
  - カ その他県教育委員会が別に指示する書類
- (2) 県教育委員会は，定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め，実地について調査し，又は必要な指示をすることができるものとする。

### 9 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は，利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならないこと。

### 10 名簿等の提出

管理業務従事者については，県教育委員会に名簿を提出することとし，従事者に変更があった場合も，同様とする。

### 11 運動施設の利用及び管理用具

指定管理者は運動施設内の施設設備・備品を無償で利用できるものとする。ただし，運動施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお，県教育委員会が備え付けた備品等の更新は，県教育委員会負担で行うものとし，それ以外の業務の用に供する備品等の購入については，指定管理者の負担とする。

### 12 管理業務費に係る書類

管理業務費については，他の経費と区分して経理し，関係書類を各事業年度終了後 5 年間は保存すること。

### 13 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては，この仕様書によるほか，センター条例並びに鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則，その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか，指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

(別紙)

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

区 分		項 目	年 度 間 最低実施回数
弓 道 場	近 的	通常整備	12
		芝生刈込	4
		混和土補充（A）（B）	4
		改修	1
	遠 的	通常整備	12
		芝生刈込	4
		混和土補充	4
		改修	1
体 育 館	樹	ヤシ類	1
	木	ソテツ	1
	剪	和・高木	1
	定	和・下木	1

※ ヤシオオオサゾウムシ等の害虫駆除を含む。